

例文目次

[第1部]

第2章 ドラフティングの基本		第3節 レター形式の契約書の書き方	
例文001	レター形式による契約確認のための文言①	41	
	◇初めと末尾 ◇差出人が先に署名し、相手方に送付するスタイル		
例文002	レター形式による契約確認のための文言②	44	
	◇初めと末尾 ◇相手方に先に署名を求め、2通とも返送を受けるスタイル		
例文003	レター形式による契約確認のための文言③	46	
	◇初めと末尾 ◇基本となる契約の補足了解事項		
例文004	レター形式による契約確認のための文言④	48	
	◇元の契約の条項を修正する		
例文005	レター形式による契約確認のための文言⑤	50	
	◇“This is to confirm …”というスタイル		
例文006	レター形式による契約確認のための文言⑥	52	
	◇ソフトウェア販売・ライセンス契約の解除を確認するレター・アグリーメント		
第2章 ドラフティングの基本		第4節 フォーマルな契約書の書き方	
		第1款 前文	
例文007	フォーマルな契約書の前文①	56	
	◇頭書と説明条項 ◇伝統的なスタイル		
例文008	フォーマルな契約書の前文②	58	
	◇頭書と説明条項(“RECITALS”)という用語を使った斬新なスタイル		
例文009	フォーマルな契約書の前文③	59	
	◇頭書と説明条項 ◇個人を当事者に含む場合		
例文010	フォーマルな契約書の前文④	61	
	◇頭書 ◇説明条項のないスタイル		
第2章 ドラフティングの基本		第4節 フォーマルな契約書の書き方	
		第2款 最終部分	
例文011	契約書の末尾文言①	63	
	◇伝統的なスタイル		
例文012	契約書の末尾文言②	64	
	◇分かりやすい書き方		
例文013	署名欄	64	
第3章 一般条項		第1節 定義条項	
例文014	定義条項①	69	
	◇例外規定を置いた例		
例文015	定義条項②	70	
	◇termsを使った例 ◇関連会社を定義する		
例文016	定義条項③	71	
	◇月、四半期、年を定義する ◇関連会社を定義する		
第3章 一般条項		第2節 契約期間条項	
例文017	契約期間条項①	73	
	◇契約期間は一定期間とする ◇契約の始期を特定の西暦の日で表示する		
例文018	契約期間条項②	74	

	◇契約は契約日に発効する ◇終了の日を具体的に記載する		
例文019	契約期間条項③	75	
	◇契約期間は一定期間とする ◇特定の日の算入を記載する		
例文020	契約期間条項④	75	
	◇自動更新条項(4年間有効とし、期間満了6ヶ月前に更新しない旨の通知がなければ2年宛て更新)		
例文021	契約期間条項⑤	76	
	◇自動更新条項(当初10年有効、以降3年宛て更新)		
例文022	契約期間条項⑥	77	
	◇自動更新条項(当初1年、以降1年宛て2回更新) ◇比較的短期間の契約で終期を明示する		
例文023	契約期間条項⑦	78	
	◇協議による更新(両当事者が合意した場合のみ更新)		
例文024	契約期間条項⑧	79	
	◇協議による更新(更新に合意しなければ終了) ◇更新について協議の実施とその期限を定める		
例文025	契約期間条項⑨	80	
	◇協議による更新 ◇延長の協議の実施とその期限を定める		
例文026	契約期間条項⑩	81	
	◇一定以上の販売実績を達成した場合は自動更新とする ◇自動更新に必要な販売額に達しない場合は協議による		
例文027	契約期間条項⑪	83	
	◇契約者の一方の随意(discretion; option)で延長できるという規定		
例文028	契約期間条項⑫	84	
	◇特許期間満了まで有効とする規定 ◇簡略版		
例文029	契約期間条項⑬	84	
	◇特許期間満了まで有効とする規定 ◇詳細な規定		
例文030	契約期間条項⑭	85	
	◇合併事業会社が存続する限り有効とする規定 ◇合併事業契約等の期間		
例文031	契約期間条項⑮	86	
	◇一定期間 ◇一方のみが中途解除権を持つ		
例文032	契約期間条項⑯	87	
	◇いずれの当事者からも中途解除を認めない ◇ファイナンス・リース契約		
例文033	契約期間条項⑰	88	
	◇一定期間の契約 ◇期限のある雇用契約		

第3章 一般条項		第3節 通知条項	
例文034	通知条項①	89	
	◇標準的な規定 ◇航空書留郵便かファクスを利用する		
例文035	通知条項②	91	
	◇通知方法を限定しない		
例文036	通知条項③	92	
	◇実際に受領された日と、みなし受領日のいずれか早い日に受領されたとする		
例文037	通知条項④	94	
	◇delivery by handを含む簡略版 ◇送付後5営業日目に通知されたものとみなす規定		
例文038	通知条項⑤	95	
	◇クーリエサービスを書留郵便と同格に扱う、みなし通知規定を置く		
例文039	通知条項⑥	96	
	◇電報、海外電報を加えた規定 ◇実際に受領されたときに通知がなされたとし、みなし規定を置かない規定 ◇通知の写しを送る規定		

第3章 一般条項		第4節 最終性条項と修正・変更条項	
例文040	最終性条項①	99	
	◇標準的な表現 ◇変更条項を含む		
例文041	最終性条項②	100	
	◇詳細で丁寧な表現 ◇補足・変更・修正条項を含む		
例文042	最終性条項③	101	
	◇簡潔でやさしい表現 ◇修正条項を含む		
例文043	最終性条項④	102	
	◇フォーマルで丁寧な表現 ◇修正・変更条項を含む		
例文044	最終性条項⑤	103	
	◇契約締結がいかなる表明にもよらないことを規定する		
例文045	最終性条項⑥	104	
	◇口頭証拠排除の原則 ◇parol evidence rule		
例文046	最終性条項⑦	105	
	◇履行の強制の請求を受けている側の署名のある書面が必要と規定する		
第3章 一般条項		第5節 契約譲渡制限条項	
例文047	契約譲渡制限条項①	106	
	◇標準的な契約譲渡制限条項 ◇書面の同意を条件とする		
例文048	契約譲渡制限条項②	108	
	◇一方のみが譲渡の制限を受ける規定		
例文049	契約譲渡制限条項③	108	
	◇契約譲渡のみでなく、担保差し入れなども制限する規定		
例文050	契約譲渡制限条項④	109	
	◇例外を設け、一方は子会社に対して譲渡可能とする規定		
例文051	契約譲渡制限条項⑤	110	
	◇新会社に譲渡を予定する規定 ◇ただし、譲渡契約内容に相手方の同意を得ることを条件とする		
例文052	契約譲渡制限条項⑥	110	
	◇一方のみが関連会社へ譲渡することができる規定		
例文053	契約譲渡制限条項⑦	111	
	◇契約譲渡後も、譲渡者が譲受人の履行義務を契約上、履行保証したのと同じ責任を負う ◇下請の場合も同様の義務を負う		
例文054	契約譲渡制限条項⑧	112	
	◇関連会社への譲渡を認める代わりに条件を付す規定 ◇譲渡後も、譲渡人が履行義務を負担する		
例文055	契約譲渡制限条項⑨	113	
	◇personalな契約であり、譲渡できないと規定する ◇生産委託先のリストを提出する条件つきでライセンス製品を委託生産させることができる		
例文056	契約譲渡制限条項⑩	115	
	◇personalな契約であることを規定する方法 ◇合併事業の株主間契約の場合		
例文057	契約譲渡制限条項⑪	116	
	◇特殊規定 ◇ライセンス契約等で相手方のオーナーシップ、コントロールが変更した場合に契約を終了させることができる		
第3章 一般条項		第6節 契約解除条項	
例文058	契約解除条項①	118	
	◇標準的な規定 ◇公平な解除権を規定する方式 ◇解除事由を取り決める		
例文059	契約解除条項②	120	

	◇一方のみの解除権を規定する方式		
例文060	契約解除条項③	122	
	◇公平な規定 ◇重大な義務違反の場合など、不履行が30日以内に治癒(是正)されなければ、自動的に解除する		
例文061	契約解除条項④	123	
	◇公平な規定 ◇重大な義務の違反の場合、30日以内に治癒(是正)しなければ改めて通知により解除する		
例文062	契約解除条項⑤	125	
	◇一方が個人のサービス提供契約の場合 ◇死亡、連続60日以上サービス提供不能、詐欺、非行、信用失墜行為など個人特有の解除事由を規定する		
例文063	契約解除条項⑥	127	
	◇個人によるサービス提供契約の解除事由 ◇サービス提供契約等において病気等で1年90日のサービス提供不能により契約解除、2ヶ月以上の提供不能の場合は、報酬額を半額(50%)に減額すると規定する		
例文064	契約解除条項⑦	129	
	◇仲裁に付託された場合の解除の効果延期を規定する ◇一方のみが解除権を有する規定		
例文065	契約解除条項⑧	130	
	◇合併事業等における株主間協定等の解除条項 ◇全当事者の合意による解除を最優先し、その他は、破産や重大な契約違反に限る		
例文066	契約解除条項⑨	132	
	◇販売店契約等で、相手先が競争者を買収されたときや競争者と提携関係に入ったときに解除できるとする規定		
第3章 一般条項		第7節 不可抗力条項	
例文067	不可抗力条項①	134	
	◇標準的な規定		
例文068	不可抗力条項②	135	
	◇不可抗力事態発生時の通知義務 ◇金銭債務への不適用 ◇不可抗力長期化による解除権		
例文069	不可抗力条項③	137	
	◇標準的な規定 ◇コンピューターの誤作動・故障や公共通信設備の故障を不可抗力免責事由に加えた規定		
例文070	不可抗力条項④	138	
	◇不可抗力事由発生時の対応のため協議することを規定する		
例文071	不可抗力条項⑤	139	
	◇不可抗力の定義を置いて規定する方法 ◇金銭支払債務への不適用を規定する		
例文072	不可抗力条項⑥	140	
	◇標準的な規定		
第3章 一般条項		第8節 準拠法条項	
例文073	準拠法条項①	142	
	◇日本法を準拠法とする規定		
例文074	準拠法条項②	143	
	◇日本法を準拠法とする規定 ◇簡潔版		
例文075	準拠法条項③	143	
	◇カリフォルニア州法を準拠法とする規定 ◇法の抵触のルールは排除し、カリフォルニア州の実体法を適用する		
例文076	準拠法条項④	144	
	◇ニューヨーク州法を準拠法とする規定		

	◇法の抵触のルールを考慮せず、ニューヨーク州法を適用する	
例文077	準拠法条項⑤	145
	◇ニューヨーク州法を準拠法とする規定 ◇標準的な規定	
例文078	準拠法条項⑥	145
	◇フランス法を準拠法とする規定	
例文079	準拠法条項⑦	146
	◇英国法を準拠法とする規定 ◇適用法選択のルールには関わりなく適用	
例文080	準拠法条項⑧	146
	◇英国法を準拠法とする規定 ◇簡潔版	
例文081	準拠法条項⑨	147
	◇カリフォルニア州法を準拠法とする規定 ◇実体法を準拠法とする	
例文082	準拠法条項⑩	147
	◇豪州ニューサウスウェールズ州法を準拠法とする規定 ◇ニューサウスウェールズ州の裁判所を非専属的な裁判管轄とする合意	
例文083	準拠法条項⑪	148
	◇設立する合併事業会社の運営は会社設立国の会社法による ◇ニューヨーク市の連邦裁判所の専属的裁判管轄と合意する	
例文084	準拠法条項⑫	149
	◇カリフォルニア州法を準拠法とする規定 ◇UNCITRALの国連物品売買統一法条約の適用排除を規定する	
例文085	準拠法条項⑬	150
	◇英語版が他の言語版に優先するとする規定 ◇法の抵触のルールと国連物品売買統一法条約の適用を排除する	
例文086	準拠法条項⑭	151
	◇起草者が誰かによって一方に有利に、あるいは不利に解釈されないというルールを規定する	
例文087	準拠法条項⑮	152
	◇日本法を準拠法とする規定 ◇成立・有効性・解釈・履行及び個別契約に適用する	
例文088	準拠法条項⑯	152
	◇個別契約にも適用する ◇東京地方裁判所の専属管轄とする	
例文089	準拠法条項⑰	153
	◇マサチューセッツ州法を準拠法とする規定 ◇英語版を正式なテキストと定める	

第3章 一般条項

第9節 紛争解決条項

例文090	仲裁条項①	155
	◇日本で仲裁をおこなうことを規定	
例文091	仲裁条項②	156
	◇ジュネーブを仲裁地とする規定 ◇第三国を仲裁地として合意する ◇UNCITRAL仲裁規則による	
例文092	仲裁条項③	156
	◇ロンドンでの仲裁を規定 ◇ロンドン国際仲裁裁判所による仲裁	
例文093	仲裁条項④	157
	◇ニューヨークでの仲裁を規定 ◇AAAルールによる仲裁	
例文094	仲裁条項⑤	158
	◇サンフランシスコで仲裁と規定 ◇ICCルールによる単独仲裁人の仲裁	
例文095	仲裁条項⑥	159
	◇ニューヨークでの仲裁を規定 ◇UNCITRALルールによる ◇仲裁費用の負担を規定する	
例文096	仲裁条項⑦	161
	◇サンフランシスコでの仲裁とする規定 ◇当初単独の仲裁人を予定するが、当事者で選任できないときは3名の仲裁人による仲裁とする	

例文097	仲裁条項⑧	162
	◇被告地(被申立人)主義を規定 ◇パリと東京を仲裁地とする ◇ICCルールによる	
例文098	仲裁条項⑨	163
	◇被告地主義の仲裁を規定 ◇東京とサンフランシスコを仲裁地とする ◇東京での仲裁には日本の日本商事仲裁協会規則を適用し、サンフランシスコでの仲裁にはAAAルールを適用する	
例文099	仲裁条項⑩	164
	◇当事者のどちらが原告かにより仲裁地を取り決める	
例文100	仲裁条項⑪	165
	◇仲裁人の選任手続きを詳細に規定 ◇もし被告側が仲裁人を指名しないときは、申立人側指定の仲裁人が単独で仲裁裁定すると規定する	
例文101	仲裁条項⑫	167
	◇仲裁人選任手続きを規定 ◇3名の仲裁人を指定する。当事者が仲裁人を指名しないときは、仲裁機関が代わって指定すると規定する ◇仲裁費用は両者均等に負担する	
例文102	仲裁条項⑬	168
	◇仲裁人の権限を規定する ◇仲裁人には、懲罰的損害賠償を言い渡す権限のないことを規定する	
例文103	仲裁条項⑭	169
	◇仲裁人の権限を規定する ◇ディスカバリーの権限と中間差止命令を出す権限を規定する	
例文104	仲裁条項⑮	170
	◇仲裁人の権限につき規定する ◇差止命令などの救済命令と特定履行を命ずる権限を規定する ◇仲裁の理由を説明するよう規定する	
例文105	仲裁条項⑯	171
	◇予定した仲裁機関・ルールが、紛争発生時に消滅している場合の対応 ◇特定の業界の仲裁機関などが消滅した場合、他の仲裁機関・ルールによる仲裁によると規定する	
例文106	仲裁条項⑰	172
	◇仲裁条項にかかわらず、裁判手続きを取ることができる例外を規定 ◇ライセンス契約の違反に対し、裁判所に使用差止仮処分申し立てを認める	
例文107	仲裁条項⑱	173
	◇仲裁条項にかかわらず、裁判手続きを取ることができる例外を規定 ◇自己所有物件の仮差押手続き等を認める	
例文108	裁判管轄合意条項①	174
	◇東京地方裁判所の裁判管轄に合意する ◇非専属裁判管轄とすることに合意する	
例文109	裁判管轄合意条項②	175
	◇東京地方裁判所の裁判管轄に合意する ◇専属管轄とすることに合意する	
例文110	裁判管轄合意条項③	175
	◇管轄権のある裁判所から差止命令等の救済を得られることを明確にする ◇専属裁判管轄と規定する	
例文111	裁判管轄合意条項④	176
	◇ニューヨーク州の裁判所の裁判管轄権を規定する	
例文112	裁判管轄合意条項⑤	177
	◇簡潔な管轄合意の表現	

第3章 一般条項

第10節 権利放棄条項

例文113	権利放棄条項①	178
	◇標準的な条項	
例文114	権利放棄条項②	178
	◇権利放棄は書面で行われなければならないと規定する	

例文115	権利放棄条項③	179
	◇一方のみが権利放棄の主張につき制限を受ける ◇書面による放棄が必要と規定する	
例文116	権利放棄条項④	180
	◇一定期間、履行請求しなかったとしても、履行請求する権利を放棄したわけではないと規定する	
例文117	権利放棄条項⑤	181
	◇契約違反に対する請求や要求をしなかったことは、その後の同種の請求や要求を妨げないと規定する	
例文118	権利放棄条項⑥	181
	◇標準的な規定 ◇契約条項違反に対する遵守要求の不存在は、権利の放棄を意味しないと規定	

第3章 一般条項 第11節 当事者の関係条項

例文119	当事者の関係条項①	183
	◇標準的な条項 ◇当事者は独立しており、代理・パートナーシップ関係にないと規定する	
例文120	当事者の関係条項②	184
	◇販売店契約、ライセンス契約等での標準的な条項 ◇パートナー、ジョイントベンチャーのメンバー同士でないこと、他の当事者を代理しないことを規定する	
例文121	当事者の関係条項③	184
	◇株主間契約等での標準的な条項 ◇代理関係にないこと、他の当事者のために債務を負う権限がないことを規定する	
例文122	当事者の関係条項④	185
	◇標準的な条項 ◇互いに独立した契約者であること、パートナー・ジョイントベンチャー関係、当事者関係にないこと、互いに相手を代理しないことを規定する	
例文123	当事者の関係条項⑤	186
	◇販売店契約、代理店契約、ソフトウェア販売ライセンス代理店契約等 ◇一方を相手方当事者の支店・事務所・従業員などが代理しないことを規定する	
例文124	当事者の関係条項⑥	187
	◇関係会社も含め、パートナーシップ、ジョイントベンチャー、代理関係がないことを規定する	

第3章 一般条項 第12節 無効規定の分離可能性条項

例文125	無効規定の分離可能性条項①	189
	◇標準的な条項 ◇ある条項が無効になっても、他の条項に影響を与えないと規定する	
例文126	無効規定の分離可能性条項②	190
	◇一部の規定が無効・強制執行不可能性は、他の規定に影響を与えないと規定する	
例文127	無効規定の分離可能性条項③	190
	◇一部の規定が無効・強制執行不可能でも、その規定が重要でない限り、契約は存続とする	
例文128	無効規定の分離可能性条項④	191
	◇取引バランスが著しく変化しない限り、残りの規定は有効とする	
例文129	無効規定の分離可能性条項⑤	192
	◇一部の規定が無効になっても、他の規定の有効性、合法性、強制執行可能性に影響を与えないと規定する	
例文130	無効規定の分離可能性条項⑥	193
	◇現地法と抵触の場合、現地法への適合を優先させると規定する ◇他の規定への影響を最小限にとどめ、解釈する	
例文131	無効規定の分離可能性条項⑦	194
	◇有効部分だけの契約では不公正・不均衡になる場合を除き、存続させると規定する	

第3章 一般条項 第13節 秘密保持条項

例文132	秘密保持条項①	196
--------------	----------------	-----

	◇履行中に知った相手方の秘密情報を互いに秘密として保持する義務を規定する	
例文133	秘密保持条項②	197
	◇ソフトウェア・ライセンス契約、トレードシークレット開示使用許諾契約、フランチャイズ契約、著作権ライセンス契約等での規定 ◇ライセンシーの秘密保持義務を規定する	
例文134	秘密保持条項③	199
	◇簡潔な秘密保持条項	
例文135	秘密保持条項④	199
	◇相手の情報を互いに秘密に保持すると規定する ◇秘密保持対象外のケースを列挙する ◇秘密保持義務は契約終了後5年間存続する	
例文136	秘密保持条項⑤	201
	◇ソフトウェア・ライセンス契約等で、ライセンシーの秘密保持義務を規定する	
例文137	プレスリリース①	203
	◇相手方の事前了解を取ることを規定する	
例文138	プレスリリース②	203
	◇相手方の事前了解を取ることを規定する ◇証券取引法等の法律に基づき開示が要求されている場合は例外とする	
例文139	プレスリリース③	204
	◇相手方の事前了解を取ることを規定する ◇法または当局の要求がある場合は開示を認める	

第3章 一般条項 第14節 損害賠償の制限条項

例文140	損害賠償の制限条項①	205
	◇標準的な条項 ◇売買契約、ライセンス契約、サービス提供契約等での規定 ◇売主、ライセンサー、サービス提供者の賠償金額は、契約価格で受領した合計金額を超えない ◇付随的損害、派生的損害には責任を負わない	
例文141	損害賠償の制限条項②	206
	◇重大な契約違反の場合も、契約を解除せずに賠償を請求できると規定する ◇派生的損害、間接的損害については賠償しないと規定する	
例文142	損害賠償の制限条項③	207
	◇ソフトウェア販売契約、ライセンス契約等で、受領したロイヤルティ金額を上限にすると規定する ◇直接的損害も免責とする規定	
例文143	損害賠償の制限条項④	208
	◇販売契約、サービス提供契約などで商品・サービス代金額を限度と規定する ◇不法行為、過失等の賠償も合わせて限度額を規定する ◇特別損害、派生的損害等の賠償の免責を規定する	
例文144	損害賠償の制限条項⑤	209
	◇ソフトウェア販売店契約などでの規定 ◇損害賠償額限度をそれぞれのソフトウェアの価格とする ◇付随的損害、派生的損害等については免責とする	

第3章 一般条項 第15節 タックス条項

例文145	タックス条項①	211
	◇標準的な規定 ◇売買契約、販売店契約等独立した関係の場合 ◇それぞれの税法によって課税された当事者が税法に従って支払い、負担すると規定	
例文146	タックス条項②	213
	◇価格をネットベースで取り決め、税金が賦課されたときは支払者が負担し、最終的な受け取りがネットベースになるよう、グロスアップすることを規定する	
例文147	タックス条項③	214
	◇ライセンス契約で、ロイヤルティを日本側から(租税条約を締結している)外国向けに送金する際に、源泉徴収することを規定	

	◇日本の税務当局から取りつけた納税証明を送付することを規定	
例文148	タックス条項④	216
	◇ソフトウェア販売店契約等で、源泉徴収税が課税されるときは、販売店が支払うとする	
	◇ロイヤルティの金額が、あたかも源泉徴収がなかったときに受け取る金額と同額となるよう増額(グロスアップ)すると規定	
例文149	タックス条項⑤	217
	◇ソフトウェア・ライセンス契約等で、ライセンサーがライセンシーの国で課せられた源泉徴収税を負担すると規定する	
	◇ライセンシーは、当局の納税証明書をライセンサーに送付する	
例文150	タックス条項⑥	218
	◇ソフトウェア・ライセンス契約等で、ライセンサーがライセンシーの国で課せられた源泉徴収税を負担すると規定する	
	◇ライセンシーは、当局の納税証明書をライセンサーに送付する	
例文151	タックス条項⑦	219
	◇ソフトウェア・ライセンス契約等で、ライセンサーがライセンシーの国で課せられた源泉徴収税を負担すると規定する	
	◇ライセンシーは、当局の納税証明書をライセンサーに送付する	
例文152	タックス条項⑧	220
	◇源泉徴収税が課せられた場合、税率の半分の率を契約金額に掛けて契約金額を増額する	

第3章 一般条項 第16節 **タイム・イズ・オブ・エッセンス条項**

例文153	タイム・イズ・オブ・エッセンス条項①	221
	◇簡単な規定	
例文154	タイム・イズ・オブ・エッセンス条項②	222
	◇当事者の一方による債務の支払い期限ならびに他の義務の履行期限が重要な条件であると規定する	

第3章 一般条項 第17節 **見出し条項**

例文155	見出し条項①	223
	◇簡明な標準的フォーム	
例文156	見出し条項②	223
	◇丁寧な表現	
例文157	見出し条項③	224
	◇丁寧な表現	

第3章 一般条項 第18節 **副本条項**

例文158	副本条項①	226
	◇標準的なフォーム	
例文159	副本条項②	227
	◇標準的なフォーム	

第3章 一般条項 第19節 **存続条項**

例文160	存続条項①	228
	◇秘密保持と仲裁の規定を存続させる	
例文161	存続条項②	229
	◇どのような理由による契約終了でも存続するとの規定	

第3章 一般条項 第20節 **第三者利益条項**

例文162	第三者利益条項①	230
	◇契約は当事者間のものであると規定する ◇第三者に利益を付与することを意図していない	

例文163	第三者利益条項②	231
	◇契約当事者を具体的に規定する ◇第三者に利益を付与することを意図していない	

第3章 一般条項 第21節 **ハードシップ条項**

例文164	ハードシップ条項	232
	◇簡明な標準的フォーム	

第3章 一般条項 第22節 **贈賄禁止条項**

例文165	贈賄禁止条項	234
	◇簡明な標準的フォーム	

第3章 一般条項 第23節 **相殺条項**

例文166	相殺条項①	236
	◇クレーム請求額で、商品代金を相殺してはならないと規定する	
例文167	相殺条項②	237
	◇相殺を制限する条項	
例文168	相殺条項③	238
	◇相殺の対象を拡大する規定	
	◇相手方が不履行に陥ったとき、同じ相手方への他の契約の債務との相殺ができる	
	◇相手方の関連会社等と当方との間の契約に基づく相手方の当方への債務と相殺できる	

第3章 一般条項 第24節 **国家主権免責放棄条項**

例文169	国家主権免責放棄条項	239
	◇簡明な標準的フォーム	

第4章 売買契約 第1款 **商品の限定、品質条件**

例文170	売買の合意条項	244
	◇商品名は別の条項で規定する	
例文171	商品の仕様条項	245
	◇添付別表で商品の仕様を規定する	
例文172	見本売買条項	246
	◇商品は船積み前に提供される見本と一致すると規定する	

第4章 売買契約 第2款 **価格条項**

例文173	価格条項①	248
	◇CIF条件の場合の規定	
例文174	価格条項②	249
	◇初年度の取り決め(添付別表による) ◇2年度以降は協議して決めると規定する	
例文175	価格条項③	250
	◇初年度の価格のみを取り決める添付別表 ◇ハードシップ条項つき	
例文176	価格条項④	251
	◇固定価格(fixed price)とする規定	

第4章 売買契約 第3款 **数量条項**

例文177	数量条項①	252
	◇各年度の引き渡し数量を規定する	
例文178	数量条項②	253
	◇四半期ごとの最低引き取り数量を規定する	

第4章 売買契約		第4款 引き渡し条項	
第2節 基本的条件			
例文179	引き渡し条項①	255	
	◇船積時期を規定する ◇CIF条件とする		
例文180	引き渡し条項②	255	
	◇船積時期を規定する ◇FOB条件とする		
例文181	引き渡し条項③	257	
	◇分割船積み・積み替え不可と規定する ◇船積み時期は重要条件と規定する		
	◇買主に有利な、買主の立場に立った約款。FOB、CIFいずれのケースでも買主を守る規定		
例文182	引き渡し条項④	259	
	◇期間内の船積みは船腹の確保を条件とする ◇分割船積みを認める		
	◇売主に有利な、売主の立場に立った約款		
第4章 売買契約		第5款 代金支払条項	
第2節 基本的条件			
例文183	代金支払条項①	261	
	◇荷為替信用状による決済 ◇呈示すべき船積書類を詳細に列挙する ◇信用状の有効期限を規定		
例文184	代金支払条項②	263	
	◇売主の銀行口座へ電信送金により決済する方法を規定する		
	◇支払い遅延については、遅延利息の支払いを規定する		
例文185	代金支払条項③	265	
	◇売主の銀行口座へ電信送金により決済する方法を規定する ◇支払い地の銀行を指定する		
例文186	代金支払条項④	267	
	◇商品引き渡し後支払い。請求書受領後、30日以内に支払うと規定する		
	◇商品のみでなく、サービスの提供に対する支払いも規定する		
例文187	代金支払条項⑤	268	
	◇契約締結当初6ヶ月間は、支払いと引き換えに商品を引き渡す条件とし、以降は買主の信用状態により、売主の判断で一定の限度枠まで、引き渡し後30日以内の支払いとすることがある		
例文188	代金支払条項⑥	269	
	◇販売店契約、長期売買契約、売買基本契約等 ◇金額が大きいとき、信用状ベースで支払う		
	◇金額が小さいとき、注文時に支払うと規定する		
例文189	代金支払条項⑦	271	
	◇金額が小さいとき、売主の請求書送付の翌月の20日までに電信送金で支払うとし、金額が大きいときは、荷為替信用状を開設して支払うと規定する		
例文190	代金支払条項⑧	273	
	◇ソフトウェア製品など航空便による引き渡しが行なわれる売買契約等の規定		
	◇航空貨物運送状の日付けから一定期間内に電信送金で支払うと規定する		
例文191	代金支払条項⑨	274	
	◇支払い期日の指定時間までにロンドンの売主の指定銀行口座に支払うと規定する		
例文192	代金支払条項⑩	275	
	◇支払い期日に売主の指定銀行口座に支払うと規定する		
	◇銀行口座は複数のケースがありうるものとし、銀行と口座番号は、支払い日の10日前までに連絡される		
	◇銀行の所在地の国、都市は限定がない		
第4章 売買契約		第6款 保険条項	
第2節 基本的条件			
例文193	保険条項①	277	
	◇CIF条件による売主の立場に立った規定		
例文194	保険条項②	278	
	◇FOB売買など買主付保の場合の規定		

例文195	保険条項③	279	
	◇CIF条件による買主の立場に立った規定		
例文196	保険条項④	279	
	◇CIF条件による買主の立場に立つてAll Risksを規定する		
第4章 売買契約		第1款 所有権・危険負担の移転時期	
第3節 特殊条項			
例文197	危険負担と所有権の移転時期①	281	
	◇船積港で積み荷が本船に積み込まれた時点で買主に移転する		
例文198	危険負担と所有権の移転時期②	282	
	◇リスクは船積港で本船に積み込まれた時点で移転する		
	◇所有権は本製品代金の決済完了まで売主に留保されると規定する(債権回収の手段)		
例文199	危険負担と所有権の移転時期③	283	
	◇船積書類・手形の買い取り銀行への提出・買い取りにより、所有権が船積み時に遡及して移転する		
	◇リスクは船積港で積み荷が本船に積み込まれた時点で移転する		
例文200	危険負担と所有権の移転時期④	284	
	◇石油・石油製品の売買契約に使用される規定		
例文201	危険負担と所有権の移転時期⑤	285	
	◇ソフトウェア製品売買契約のリスクの移転時期の規定		
	◇リスクは、売主の工場でFOB条件(米国の用語)で運送者に引き渡したときに買主に移転		
	◇知的財産の権利者の地位は売主に残るという考え方のため、買主に対する所有権移転時期は規定しない		
第4章 売買契約		第2款 商品の保証(担保)・瑕疵担保に関する条項	
第3節 特殊条項			
例文202	保証・担保条項①	286	
	◇売主から限定的な保証をおこない、黙示保証を排除する規定		
例文203	保証・担保条項②	288	
	◇買主の立場に立った保証規定 ◇商品性があること、購入目的への適合性を規定		
例文204	保証・担保条項③	289	
	◇自社製品でない場合 ◇売主が原則として保証せず、他社(メーカー)の保証を提供するだけの場合		
例文205	保証・担保条項④	289	
	◇他社からの調達品の保証の与え方 ◇メーカー・供給者から受けた保証のみを提供と規定する		
例文206	保証・担保条項⑤	290	
	◇素材・製造技術の瑕疵の修理、一定期間の交換保証を与える規定		
	◇売主は製品につき、素材と製造技術面で欠陥がないことを保証		
例文207	保証・担保条項⑥	292	
	◇売主にもっとも有利な規定 ◇「現状有姿」で引き渡す条件を規定する		
例文208	保証・担保条項⑦	294	
	◇ソフトウェア製品、商品等の販売契約・販売店契約・長期契約等の場合		
	◇保証範囲を極力限定して規定する ◇仕様への適合性と商標権の保有について保証する		
	◇商品性・目的への適合性等、黙示保証を否定する		
	◇第三者の知的財産権の侵害の黙示保証を排除する		
第4章 売買契約		第3款 商標・特許・著作権等知的財産に関する条項	
第3節 特殊条項			
例文209	特許、商標等条項①	296	
	◇売主の立場に立った規定 ◇売主は仕向地(輸入者の国)の知的財産権侵害につき免責される		
	◇売主の国内での知的財産権の侵害についてのみ責任を負担する		
例文210	特許、商標等条項②	298	
	◇買主の立場に立った規定 ◇買主免責。売主が全面的な責任を負担する		
例文211	特許、商標等条項③	299	

◇売主が一定範囲で相手国での買主の使用による特許権等の侵害の責任を負担する

第4章 売買契約 第3節 特殊条項	第4款 商品の検査、救済の方法に関する条項	
例文212	検査条項①	302
	◇第三者検査人による船積み前の検査で最終と規定する	
例文213	検査条項②	302
	◇原則、船積み前のメーカー検査で最終とする ◇買主による船積み前検査権の留保を規定する	
例文214	検査条項③	303
	◇買主に有利な規定 ◇仕向地到着後の買主検査を最終と規定する	
例文215	クレームと救済に関する条項①	305
	◇売主の立場に立った規定 ◇クレームと救済の方法を規定する	
	◇契約違反の賠償責任の限度額を規定する	
例文216	クレームと救済に関する条項②	306
	◇売主の立場に立った規定 ◇救済方法、売主の責任の限定をおこなう	
例文217	クレームと救済に関する条項③	308
	◇買主の立場に立った規定 ◇クレームの提起は、瑕疵の発見後遅滞なくおこなうと規定する	
	◇損害賠償額に限度を規定しない	
	◇瑕疵のある商品について、買主が代品を購入し、その購入価格・費用を売主に請求できると規定する	
第4章 売買契約 第3節 特殊条項	第5款 テイク・オア・ペイ条項	
例文218	テイク・オア・ペイ条項	310
	◇標準的な条項(「引き取るか、さもなくば支払え」)	
	◇引き取る義務のある数量については、代金支払いの義務が発生する	
第4章 売買契約 第3節 特殊条項	第6款 ファースト・リフューザル・ライト条項	
例文219	ファースト・リフューザル・ライト条項	312
	◇簡単な仕組みの規定	
第5章 ライセンス契約 第2節 ライセンス契約の主要条項	第1款 前文とリサイタル条項	
例文220	前文とリサイタル条項①	320
	◇特許・営業秘密ライセンス契約での場合 ◇斬新なスタイル	
例文221	前文とリサイタル条項②	321
	◇ソフトウェア著作権ライセンス契約の場合	
	◇一定地域における独占的なライセンス・ディストリビューション権を付与、取得する場合	
例文222	リサイタル条項①	323
	◇ソフトウェア・プログラムの使用許諾契約に関わる非独占的な権利を許諾する場合	
	◇第三者が開発し、著作権を保有しているソフトウェアの使用許諾契約	
例文223	リサイタル条項②	324
	◇商標ライセンスにおけるリサイタル条項 ◇独占的な使用許諾を認める規定	
	◇サブライセンシーを添付書類にリストアップする	
第5章 ライセンス契約 第2節 ライセンス契約の主要条項	第2款 定義条項	
例文224	定義条項①	325
	◇「技術情報」を含むライセンスの用語の定義	
例文225	定義条項②	327
	◇“Proprietary Rights”という用語を定義する	
例文226	定義条項③	328
	◇許諾地域の定義を置く ◇国名を列挙し、許諾地域を規定する	
例文227	定義条項④	329

◇許諾地域の定義を国名列挙でおこなう ◇事後に許諾地域を拡大・追加できるように規定する

例文228	定義条項⑤	330
	◇「商標」の定義をおこなう	
例文229	定義条項⑥	331
	◇ソフトウェア・ライセンス契約で「許諾製品」を定義する	
例文230	定義条項⑦	332
	◇商標ライセンスで許諾製品を定義する	
例文231	定義条項⑧	333
	◇「技術情報」の定義をおこなう	
例文232	定義条項⑨	334
	◇関連会社とは、取締役を選任する議決権つき株式の過半数を直接・間接に保有する会社等と規定する	
	◇“related company”を“subsidiary”に置き換えれば「子会社」の定義として使うことができる	
例文233	定義条項⑩	335
	◇「子会社」の定義条項 ◇株式を50%保有の場合も「子会社」とする	
第5章 ライセンス契約 第2節 ライセンス契約の主要条項	第3款 ライセンス許諾条項	
例文234	ライセンス許諾条項①	337
	◇知的財産の実施許諾条項	
	◇特許、ノウハウなどの技術の実施権許諾と独占の実施権を丁寧に規定する	
例文235	ライセンス許諾条項②	338
	◇営業秘密について独占的な使用許諾を規定する	
例文236	ライセンス許諾条項③	339
	◇営業秘密について非独占的ライセンスを規定する	
例文237	ライセンス許諾条項④	340
	◇再許諾条項 ◇事前に通知をすることで再許諾できると規定する	
例文238	ライセンス許諾条項⑤	341
	◇ライセンシーの関連会社に再許諾できると規定する	
例文239	ライセンス許諾条項⑥	342
	◇第三者に対するサブライセンスをライセンサーの同意なしにおこなうことを禁止する	
例文240	ライセンス許諾条項⑦	343
	◇サブライセンシーを起用したいときは、事前にサブライセンシーのプロフィールやサブライセンス契約の概要を提示、同意を得ると規定する	
例文241	ライセンス許諾条項⑧	345
	◇サブライセンス契約のフォームをあらかじめライセンサーが指定して契約書に添付する	
	◇ライセンス契約の終了時は、ライセンサーがライセンシーに代わってビジネスを引き継ぐ	
	◇ライセンシーはライセンサーに対し、サブライセンス契約書の写しを提出する	
例文242	ライセンス許諾条項⑨	347
	◇コンピューター・プログラムの独占的なライセンスを規定する	
	◇許諾地域外でのライセンシーの活動を制限する	
例文243	ライセンス許諾条項⑩	348
	◇コンピューター・ソフトウェアの非独占的・限定的ライセンスを規定	
	◇ライセンシーの社内使用のみとする	
例文244	ライセンス許諾条項⑪	349
	◇コンピューター・ソフトウェア・ライセンスでエンド・ユーザー向け独占的販売、マーケティングの許諾を規定	
	◇ただし特定のユーザーについては対象外	
	◇日本を本拠とする多国籍企業は販売、設置の対象に加える	
例文245	ライセンス許諾条項⑫	351
	◇テレビ番組・映画の放映権の許諾を規定する	

例文246	ライセンス許諾条項⑬	352
	◇映像ソフトウェアのライセンス契約	
	◇マスターテープを渡してその複製を許諾する独占的ライセンスを規定する	
例文247	ライセンス許諾条項⑭	353
	◇映像ソフトウェアのライセンス契約	
	◇テレビ放映権のライセンス。地上波、ケーブル放送での放映を含むが、衛星放送での放映を除くと規定する	
例文248	ライセンス許諾条項⑮	354
	◇キャラクター・マーチャンダイジングの使用許諾を規定する	
	◇広告及び販売促進計画につき承認を得ると規定する	
例文249	ライセンス許諾条項⑯	355
	◇販売許諾地域以外での許諾製品の生産を認める ◇ダイレクトマーケティングも認める規定	
例文250	ライセンス許諾条項⑰	358
	◇ライセンシー以外の第三者に生産のみの委託は認めるが、生産地は許諾地域に限定	
	◇許諾製品の販売に特化した専門知識を持つ人員による販売	
	◇名声に響く値引き販売を認めない	
	◇メールオーダーなどダイレクトマーケティングによる販売を認めない	
	◇広告宣伝でライセンサーとライセンシーのブランドを明確に区別し、混乱を生じさせない	
例文251	ライセンス許諾条項⑱	362
	◇キャラクター・マーチャンダイジングの使用許諾を規定する	
	◇イメージ・キャラクターとしてサービス提供への使用を認める	
例文252	ライセンス許諾条項⑲	362
	◇製品の販売につき契約終了後も長期間にわたり輸出を制限する規定	
	◇ライセンサーの許諾地域へのプーメラン現象禁止条項	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 第5章 ライセンス契約 第2節 ライセンス契約の主要条項 第4款 ロイヤルティ条項 </div>		
例文253	ロイヤルティ条項①	365
	◇1回限りのロイヤルティの支払いを規定する	
例文254	ロイヤルティ条項②	365
	◇イニシャル・ロイヤルティの支払いを規定する	
例文255	ロイヤルティ条項③	366
	◇イニシャル・ロイヤルティの支払条件を規定する	
例文256	ロイヤルティ条項④	367
	◇ランニング・ロイヤルティの支払条件を純販売額の一定率と規定する	
	◇ミニマム・ロイヤルティを規定する	
例文257	ロイヤルティ条項⑤	368
	◇純販売額の定義を規定する	
例文258	ロイヤルティ条項⑥	369
	◇総販売額を基準にランニング・ロイヤルティを支払うと規定する	
	◇ライセンシーは1暦年ごとに販売に基づくロイヤルティ額を記載した計算書をライセンサー宛てに送付すると規定する	
	◇ライセンサーはロイヤルティ額の正確さを判定するために計算書を検査できる	
例文259	ロイヤルティ条項⑦	372
	◇純販売額の2%をロイヤルティとして支払う	
	◇特許の使用料は、許諾対象の各特許権の有効期間満了による特許権の消滅とともに支払い不要となるものとする	
例文260	ロイヤルティ条項⑧	374
	◇1年ごとにロイヤルティを計算し、期初から90日以内に計算書を送付し、支払うことを規定する	
例文261	ロイヤルティ条項⑨	375

	◇ソフトウェア著作権、商標、トレードシークレット・ライセンス等での規定	
	◇販売額にかかわらず年度ごとの率を規定する	
例文262	ロイヤルティ条項⑩	376
	◇ライセンス契約で純卸売販売額(net wholesale price)の定義を規定する	
例文263	ロイヤルティ条項⑪	377
	◇純販売額(net sales price)を定義する	
	◇どのような範囲の関連会社向け売り上げを「アームズレングス販売価格」にするか規定する	
	◇ライセンサーによる帳簿検査を規定	
例文264	ロイヤルティ条項⑫	379
	◇許諾製品の純販売額を基礎として、販売個数に応じた段階的なレートでロイヤルティ額を取り決める方法を取る	
	◇関連会社との取引価格をアームズレングス・プライスに引き直す	
例文265	ロイヤルティ条項⑬	381
	◇ミニマム・ロイヤルティを規定する ◇毎年のミニマム・ロイヤルティ額を定額で規定する	
	◇ミニマム・ロイヤルティは年間ランニング・ロイヤルティに充当されると規定する	
例文266	ロイヤルティ条項⑭	383
	◇ミニマム・ロイヤルティはランニング・ロイヤルティから差し引く	
例文267	ロイヤルティ条項⑮	384
	◇ライセンス契約で販売額が一定金額を超えたときは、ミニマム・ロイヤルティに加え、ランニング・ロイヤルティを支払う	
	◇ブランド・技術情報のライセンスとして規定する	
例文268	ロイヤルティ条項⑯	385
	◇ソフトウェア・ライセンス等で、一定額のロイヤルティを1回のみ支払うと規定する	
例文269	ロイヤルティ条項⑰	386
	◇ソフトウェア・ライセンス、映像著作物のライセンスで、一定額一括払いを規定する	
例文270	ロイヤルティ条項⑱	387
	◇ミニマム・ロイヤルティを年額ベースで年2回、前払いで支払うことを規定する	
例文271	ロイヤルティ条項⑲	388
	◇キャラクター・マーチャンダイジング・ライセンスに対する年額ロイヤルティの支払いを規定する	
例文272	ロイヤルティ条項⑳	389
	◇ソフトウェア・ライセンス、キャラクター・マーチャンダイジング契約で、イニシャル・ペイメントの支払いを規定する	
例文273	ロイヤルティ条項㉑	389
	◇数年にわたる年額ミニマム・ロイヤルティと支払方法を規定する	
例文274	ロイヤルティ条項㉒	391
	◇ライセンス契約でロイヤルティの送金方法(電信送金)を規定する	
例文275	ロイヤルティ条項㉓	391
	◇小数点以下の数値を使ってロイヤルティを規定する	
	◇マスター・ライセンシーは、契約発効時にイニシャル・フィーを支払う	
	◇イニシャル・フィーに追加して、総売上高の一定率のロイヤルティを支払う	
	◇定期的なロイヤルティ率見直し協議について規定する	
例文276	ロイヤルティ条項㉔	393
	◇電信送金による銀行口座への振り込みによると規定する	
例文277	ロイヤルティ条項㉕	394
	◇ロイヤルティ送金にともなう源泉徴収と支払い証明書の送付を規定する	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 第5章 ライセンス契約 第2節 ライセンス契約の主要条項 第5款 最優遇条項 </div>		
例文278	最優遇条項①	395
	◇最優遇条件によるキャラクター・商標ライセンスを規定する	

例文279	最優遇条項②	397
	◇最優遇条件でのトレードシークレットやソフトウェアのライセンスを規定する	
例文280	最優遇条項③	397
	◇最優遇条項の適用にあたっての有利条件の判断基準を規定する	
	◇最優遇条項を適用するにあたっては、遡及効果はない	
	◇最優遇条項を適用しない合理的事由を列挙する	
第5章 ライセンス契約		
第2節 ライセンス契約の主要条項		第6款 技術情報・営業秘密の開示
例文281	技術情報・営業秘密の開示①	399
	◇技術情報の開示を規定する ◇技術情報を書面化し、その使用言語を規定する	
	◇契約締結後一定期間内に開示する	
	◇ライセンシーの要請があるときは改良情報も提供すると規定する	
例文282	技術情報・営業秘密の開示②	401
	◇トレードシークレット・秘密情報を一定期限内に開示、提供する	
例文283	技術情報・営業秘密の開示③	402
	◇改良情報は随時提供する ◇提供の仕方については両者で定める	
第5章 ライセンス契約		
第2節 ライセンス契約の主要条項		第7款 技術指導
例文284	技術指導①	404
	◇ライセンサーの技術者を派遣して指導をおこなう	
	◇派遣先はライセンシーだが、ライセンシーが指定したサブライセンシーへの派遣も認める	
	◇指導期間と指導員の人数の量的限界を「人日」で規定する	
例文285	技術指導②	405
	◇派遣されたライセンサーの技術者の渡航費用・宿泊の負担を取り決める	
	◇アブセンス・フィーの支払いと、金額等を取り決める	
例文286	技術指導③	407
	◇派遣されるライセンサーのエンジニアの人員、派遣日数は別途取り決める	
例文287	技術指導④	408
	◇ライセンシー人員のライセンサー工場見学・訪問受け入れを規定する	
	◇訪問の期間、方法等は別途取り決めるとする	
例文288	技術指導⑤	409
	◇ライセンシーのトレーニングを、ライセンサー施設に受け入れて実施すると規定する	
例文289	技術指導⑥	410
	◇ライセンシーからのライセンサーへの人員派遣による訓練は、すべてライセンシー負担	
例文290	技術指導⑦	411
	◇技術者の指導のための派遣費用は、ライセンシーが負担すると規定する	
	◇ライセンサーから派遣される技術者の渡航は、ビジネスクラスとすると規定する	
例文291	技術指導⑧	412
	◇派遣技術者に対する受け入れ側の提供する業務遂行環境・サービスを規定する	
	◇派遣技術者1人につき、1日あたり定額のアブセンス・フィーを支払うと規定する	
例文292	技術指導⑨	414
	◇技術者の現地での待遇について具体的に規定する ◇サービス提供時間を1日あたりで決める	
	◇滞在する住環境、事務室などの提供を規定する	
第5章 ライセンス契約		
第2節 ライセンス契約の主要条項		第8款 ライセンス許諾の表示
例文293	ライセンス許諾の表示①	416
	◇ライセンス許諾の事実を許諾製品に表示することを規定する	
例文294	ライセンス許諾の表示②	417
	◇商標の許諾を表示する権利があることを規定する	

例文295	ライセンス許諾の表示③	418
	◇著作権、商標権帰属の表示方法を規定する	
第5章 ライセンス契約		
第2節 ライセンス契約の主要条項		第9款 改良情報・グラントバック条項
例文296	改良情報・グラントバック条項①	419
	◇ライセンサー、ライセンシーによる改良技術・改良情報の相互交換・使用許諾の取り決め	
例文297	改良情報・グラントバック条項②	420
	◇ライセンサー改良情報の使用許諾を規定する	
例文298	改良情報・グラントバック条項③	421
	◇ライセンシーの改良情報の帰属を規定する	
	◇ライセンシーによるライセンサーへのグラントバックを規定する	
	◇グラントバックの条件は協議して取り決めるとする	
例文299	改良情報・グラントバック条項④	422
	◇ライセンシーは改変についてライセンサーに開示し、ライセンサーがマーケティングへの適合性を評価する無償のライセンスを許諾する	
第5章 ライセンス契約		
第2節 ライセンス契約の主要条項		第10款 著作権・所有権の帰属条項
例文300	著作権・所有権の帰属条項①	425
	◇著作権・所有権はライセンサーに帰属し、ライセンシーに移転しないと規定する	
例文301	著作権・所有権の帰属条項②	425
	◇著作権・所有権はライセンサーに帰属すると規定する	
例文302	著作権・所有権の帰属条項③	426
	◇ライセンシーに対して厳しく詳細な規定	
例文303	著作権・所有権の帰属条項④	428
	◇ライセンサーが著作権の所有者であり続けると規定する簡潔な規定	
例文304	著作権・所有権の帰属条項⑤	429
	◇著作権その他の財産的権利はすべてライセンサーに帰属する	
	◇ライセンサーがアップデート版を発売したときは、ライセンシーにも無償で提供する	
	◇アップデート版の著作権は常にライセンサーに残る	
例文305	著作権・所有権の帰属条項⑥	430
	◇コンピューター・プログラムの使用許諾契約	
	◇ライセンシーがどのような変更を加えても、ライセンサーに著作権・所有権が帰属すると規定する	
第5章 ライセンス契約		
第2節 ライセンス契約の主要条項		第11款 ライセンシーによる不爭義務条項
例文306	不爭義務条項①	431
	◇ライセンシーは、ライセンサーから許諾を受ける知的財産権の有効性について争わないことを誓約する	
例文307	不爭義務条項②	433
	◇ソフトウェア等のライセンスにおけるノンアサーション(不爭義務)条項	
第5章 ライセンス契約		
第2節 ライセンス契約の主要条項		第12款 知的財産権の保証と保証排除、損害賠償責任の限定
例文308	知的財産権の保証と保証排除、損害賠償責任の限定①	435
	◇コンピューター・ソフトウェア、著作物のライセンス等で、品質・知的財産の保証とその排除を規定する	
例文309	知的財産権の保証と保証排除、損害賠償責任の限定②	436
	◇本特許・商標ライセンスの妨げになるライセンスを第三者にしていけないという表明と保証	
例文310	知的財産権の保証と保証排除、損害賠償責任の限定③	437
	◇映画作品のビデオグラム/DVD化の許諾についての権利があることを保証	
	◇ライセンサー、ライセンシー双方からの表明と保証	

例文311	知的財産権の保証と保証排除、損害賠償責任の限定④	439
	◇ソフトウェア・ライセンス契約での規定	
	◇いかなる保証もしないライセンスであると規定する	
	◇“as is”ベース(現状有姿条件)であることを規定する	
例文312	知的財産権の保証と保証排除、損害賠償責任の限定⑤	440
	◇コンピューター・プログラムの保証について限定的に規定する	
	◇商品性、特定目的への適合性等の黙示保証を一切しないと規定する	
例文313	知的財産権の保証と保証排除、損害賠償責任の限定⑥	442
	◇コンピューター・プログラムの保証による損害賠償責任を限定する	
	◇受領済みのロイヤルティまたは一定額をもって賠償額の上限と規定する	
例文314	知的財産権の保証と保証排除、損害賠償責任の限定⑦	443
	◇ライセンサーが許諾地域での商標の保有者であることを保証する	
	◇第三者からの他の知的財産権に基づくクレームが提起されないことは保証しない	
	◇商標に関する訴訟提起や防御は、ライセンサーが単独でおこなう	
例文315	知的財産権の保証と保証排除、損害賠償責任の限定⑧	444
	◇双方の賠償額の上限を設定する	
例文316	知的財産権の保証と保証排除、損害賠償責任の限定⑨	445
	◇具体的に金額で賠償責任の上限を規定する代わりに、それまでにライセンサーがライセンシーから受領した金額(ロイヤルティ)の50%を超えないと取り決める	
例文317	知的財産権の保証と保証排除、損害賠償責任の限定⑩	447
	◇ライセンサーのライセンシーに対する損害賠償額は、ライセンサーがライセンシーから受領した金額を超えないものと規定する	
	◇ライセンサーが使用するスタイルの例文	
例文318	知的財産権の保証と保証排除、損害賠償責任の限定⑪	448
	◇最先端・宇宙・航空など特殊目的への適合性の排除、免責を規定する	
例文319	知的財産権の保証と保証排除、損害賠償責任の限定⑫	449
	◇第三者による著作権・商標・営業秘密侵害への対応を規定する ◇ライセンシーは協力義務を負う	
例文320	知的財産権の保証と保証排除、損害賠償責任の限定⑬	450
	◇ライセンシーが第三者による著作権侵害行為を知ったときは、ライセンサーに通知し、両者で協議し、侵害排除の訴訟を提起したときは、費用・成果を折半とする	
例文321	知的財産権の保証と保証排除、損害賠償責任の限定⑭	451
	◇ソフトウェア、ブランド・ライセンス契約における規定	
	◇許諾される商標につき、許諾商標が許諾地域で登録された商標であることを確認する	
	◇第三者の商標を侵害しないことを保証する	
例文322	知的財産権の保証と保証排除、損害賠償責任の限定⑮	453
	◇ブランド・ライセンス契約での規定	
	◇本国ならびに数ヶ国では商標登録済みであるが、許諾地域では未登録である	
	◇商標登録出願はライセンサーが契約調印後おこなうと規定する	
例文323	知的財産権の保証と保証排除、損害賠償責任の限定⑯	455
	◇第三者の商標権侵害への対応方法・対応責任者・費用負担者を取り決める	
	◇ライセンサー主導で侵害を排除する場合の標準的な規定	
例文324	知的財産権の保証と保証排除、損害賠償責任の限定⑰	456
	◇補償の基本ルール(原則)と損害賠償額の限度の設定	
	◇ただし、詐欺または意図的不実表示の場合は、損害賠償額の限度は適用されない	
例文325	知的財産権の保証と保証排除、損害賠償責任の限定⑱	458
	◇ライセンサーの保証と侵害に対する責任、訴訟の防御、ライセンサー・ライセンシー両者の費用分担につき、解決方法と判決の結果に分けて、分担方法を規定する	
	◇ライセンシーに対して厳しい規定	
例文326	知的財産権の保証と保証排除、損害賠償責任の限定⑲	461

	◇ソフトウェア著作権ライセンス契約の規定	
	◇許諾ソフトウェア製品への第三者からの著作権侵害クレームに対し、ライセンサーが責任を持って対処、防御すると規定する	
例文327	知的財産権の保証と保証排除、損害賠償責任の限定⑳	462
	◇映像作品の著作権を侵害されたとき、ライセンシーはライセンサーに通知する	
	◇ライセンサーが必要と判断する措置をライセンシーは講じる	
例文328	知的財産権の保証と保証排除、損害賠償責任の限定㉑	463
	◇第三者による知的財産権の侵害に対して対抗する方法を規定する	
	◇ライセンサーは侵害行為に対するアクションの、自己裁量による決定権を持つ	
	◇ライセンサーがアクションを取らないときには、ライセンシーも侵害行為排除請求をすることが認められる	
例文329	知的財産権の保証と保証排除、損害賠償責任の限定㉒	465
	◇ライセンサーの防御の進め方を詳細に段階ごとに規定する	
	◇ライセンシーは第三者から届いたクレーム、訴訟等をライセンサーに連絡する	
	◇ライセンサーは防御を引き受け、その手続きの進展について連絡する	
	◇ライセンサーが防御手続きを開始しないときは、ライセンシーはライセンサーの費用で防御を進めることができる	
例文330	知的財産権の保証と保証排除、損害賠償責任の限定㉓	467
	◇映像作品の著作権保護のために、ライセンサー・ライセンシーが負う義務	
	◇著作権侵害行為の排除に要した費用の折半負担を規定する	

第5章 ライセンス契約	第13款 品質コントロール
第2節 ライセンス契約の主要条項	

例文331	ライセンス許諾製品のブランド・イメージ、名声維持と品質コントロール①	469
	◇高品質と名声を維持するための規定を置く	
	◇ライセンシーは、ライセンサーの承認する見本、モデル通り製作する義務を負う	
例文332	ライセンス許諾製品のブランド・イメージ、名声維持と品質コントロール②	471
	◇定期的な「見本」をライセンサーに提出し、その承認を受ける	
	◇ライセンサーからの指導員の派遣による品質維持を図ることを規定する	
例文333	ライセンス許諾製品のブランド・イメージ、名声維持と品質コントロール③	472
	◇市場導入前にサンプルのチェックによる品質コントロールをおこなう	
例文334	ライセンス許諾製品のブランド・イメージ、名声維持と品質コントロール④	473
	◇ライセンサーによる規格・水準管理と、規格・水準を満たさない「見本」の製品の製造・販売の差し止めを規定する	
例文335	ライセンス許諾製品のブランド・イメージ、名声維持と品質コントロール⑤	474
	◇ライセンサーは、ライセンサーの製品の品質に近い品質の許諾製品をライセンシーが製造できるように支援すると規定	

第5章 ライセンス契約	第14款 ライセンシーによる広告・宣伝、販売促進努力義務
第2節 ライセンス契約の主要条項	

例文336	広告・宣伝、販売促進努力義務①	475
	◇ライセンシーは、許諾製品の販売額の一定割合を広告・宣伝に充てると規定する	
例文337	広告・宣伝、販売促進努力義務②	476
	◇ライセンス契約において、ライセンシーは販売促進努力義務を負う	
	◇広告・宣伝のための計画、広告見本について、ライセンサーの事前承認を受ける	

第5章 ライセンス契約	第15款 ライセンシーの計算・記録保管・報告義務
第2節 ライセンス契約の主要条項	

例文338	ライセンシーの計算・記録保管・報告義務①	477
	◇ランニング・ロイヤルティ計算の基礎データの整備を規定する	
例文339	ライセンシーの計算・記録保管・報告義務②	478
	◇ライセンサーが人員を派遣してライセンシーの帳簿の検査をおこなう	

例文340	ライセンシーの計算・記録保管・報告義務③	479
	◇ライセンス契約で、ライセンシーからのロイヤルティの計算と額をライセンサーに報告する手続きを規定する	
例文341	ライセンシーの計算・記録保管・報告義務④	480
	◇簡潔な規定の仕方 ◇ライセンシーの許諾製品の生産・販売記録、帳簿作成、保存義務を規定する	
	◇ライセンサーの帳簿閲覧権を規定する	
例文342	ライセンシーの計算・記録保管・報告義務⑤	481
	◇ロイヤルティ計算の正確さについてライセンサーによる検査の権利を規定	
	◇万一、ロイヤルティが10%を超えて低額に計算され支払われていた場合の、ライセンサーによる検査費用のライセンシー負担特約	

第5章 ライセンス契約 第2節 ライセンス契約の主要条項 第16款 契約期間条項

例文343	契約期間条項①	485
	◇使用許諾対象特許の最後の分(特許権)の存続期間終了まで契約を有効とする	
例文344	契約期間条項②	486
	◇最後の特許が消滅するまでを契約有効期間と規定する	
例文345	契約期間条項③	487
	◇有効期間を特許(複数)のうち、最終分の特許の存続期間の終了日の深夜(midnight)と一致させる	
例文346	契約期間条項④	490
	◇一定期間を有効期間と定め、具体的に暦日を記載して取り決める	
	◇当事者の書面による同意のない限り延長しない	
例文347	契約期間条項⑤	490
	◇一定期間有効とし、その後、いずれの当事者からも期間終了30日前までに解除したいという通知がない限り、5年ずつ自動更新	
例文348	契約期間条項⑥	492
	◇有効期間は、発効日から20年間とする	
	◇ライセンシーの契約違反、破産等の場合、ライセンサーは通知により契約を解除できる	
例文349	契約期間条項⑦	493
	◇ライセンサーから更新する場合はその期間終了90日前までに更新通知をし、ライセンシーがその通知を受領後30日以内に延長を拒絶しない限り、2年ずつ延長と規定する	
例文350	契約期間条項⑧	494
	◇1年ずつの自動延長を規定する	
	◇ライセンス契約の解除は、サブライセンス契約に影響を与えず、ライセンサーがライセンシーの義務を承継する	

第5章 ライセンス契約 第2節 ライセンス契約の主要条項 第17款 契約解除条項

例文351	契約解除条項①	496
	◇ライセンス契約において、契約違反行為のある場合の当事者の解除権を規定する	
	◇相手方に違反があったときは、違反していない側はその違反行為の指摘と解除の意思を通知する	
例文352	契約解除条項②	498
	◇契約維持に重大な支障を生ずる事由の発生を理由として、一方の当事者が通知により中途解除できる場合を規定する	
	◇各ケースにつき、幾日の通知によるか、またいずれの当事者が解除できるか、詳細に規定	
例文353	契約解除条項③	500
	◇許諾されていた権利を使用できなくさせる契約解除の効果を規定する	
	◇ライセンシーはライセンサーから買い取り要求があれば、その在庫品を割引の上、引き渡すと規定する	
例文354	契約解除条項④	502
	◇ライセンス契約終了後の扱いにつき規定する	

第5章 ライセンス契約 第2節 ライセンス契約の主要条項 第18款 秘密保持条項

例文355	秘密保持条項①	503
	◇秘密保持の対象となる情報と対象外の情報を規定する	
例文356	秘密保持条項②	505
	◇ライセンス対象のソフトウェアに関する秘密情報の開示の相手先を限定する	
	◇秘密情報の開示を受けた側(ライセンシー)は、秘密に保持する義務を負い、開示を受けた従業員、契約者などから秘密保持誓約書を取りつける	
例文357	秘密保持条項③	507
	◇許諾ソフトウェアに関する秘密情報の開示範囲と秘密保持義務を規定する	
例文358	秘密保持条項④	509
	◇秘密保持のために負うべき注意義務の水準は、自己のために払うべき注意水準で足ると規定する	
例文359	秘密保持条項⑤	511
	◇秘密保持の期間を契約発効日と契約満了日からの期間で規定する	
	◇秘密情報の開示先を秘密情報開示・使用許諾契約の目的を達成するのに必要な範囲の人員に限る	
例文360	秘密保持条項⑥	513
	◇契約終了後も、相手方にとって秘密情報と考えるものは秘密保持をする義務を負う	
例文361	秘密保持条項⑦	514
	◇秘密情報を提供するとき、その情報が秘密情報として秘密保持義務の対象となることを明示して相手方に渡すと規定する	
例文362	秘密保持条項⑧	516
	◇ライセンス契約に基づき引き渡した有形の許諾資料のリバースエンジニアリングの禁止を規定する	
例文363	秘密保持条項⑨	519
	◇緩やかな秘密保持義務(努力義務)にとどめるライセンシー側にきわめて有利な規定	
例文364	秘密保持条項⑩	521
	◇プレスリリースには他方当事者の同意を必要とする	

第5章 ライセンス契約 第2節 ライセンス契約の主要条項 第19款 契約譲渡制限条項

例文365	契約譲渡制限条項①	523
	◇ライセンシーは、ライセンサーの事前の書面による同意なしに本契約や本契約上に基づくライセンスを譲渡できない	
	◇合併によっても譲渡できない	
例文366	契約譲渡制限条項②	524
	◇ライセンシーはライセンサーの書面による事前の同意なしにはライセンスを譲渡できない	
	◇譲渡されても無効になる	
例文367	契約譲渡制限条項③	525
	◇指定国にあるライセンシーの関連会社に適用の拡大を認める	
例文368	契約譲渡制限条項④	526
	◇ライセンサーの権利は、ライセンサーの事業承継者に引き継がれることを規定する	
例文369	契約譲渡制限条項⑤	528
	◇ライセンスをライセンシーの事業の承継者に対し継承できると規定する	
	◇事業承継者のライセンス契約に基づくライセンシーの義務すべての引き受けの確認を条件とする	
例文370	契約譲渡制限条項⑥	528
	◇ライセンシーがその子会社に対する sublicense=extension(再許諾)の許容を規定する	
例文371	契約譲渡制限条項⑦	530
	◇譲渡については両者に公平な標準的な規定	
	◇付帯条件として、譲渡後も譲渡した者は、譲渡した先の契約履行について(履行保証人として)履行の責任を負うと規定する	
例文372	契約譲渡制限条項⑧	531

◇ライセンシーに対して厳しい契約譲渡制限と再許諾制限の規定

第5章 ライセンス契約	第20款 不可抗力条項	
第2節 ライセンス契約の主要条項		
例文373	不可抗力条項①	532
	◇ライセンサーのみ、不可抗力事態発生の場合に免責されると規定する	
	◇標準的な不可抗力事由を列挙する	
例文374	不可抗力条項②	533
	◇不可抗力事態が60日間継続したとき、双方の当事者に契約解除権が発生すると規定する	
	◇不可抗力事態発生の場合、両当事者が免責される	
	◇不可抗力による解除後も、未払いのロイヤルティ支払いと秘密保持義務は残る	
例文375	不可抗力条項③	535
	◇金銭支払いを除き、不履行免責を定める	
	◇不可抗力事由の列挙は最小限にとどめ、簡潔さを求めた規定	
例文376	不可抗力条項④	536
	◇詳細に不可抗力事由を列挙した不可抗力条項	
	◇不可抗力事由が存続している間は債務不履行の責めを免除されるが、当事者双方とも解除権は保有しない	
	◇不可抗力事由が終了した時点で、不可抗力の影響を受けた側も相手側も、契約通り、その義務を履行する責任が生ずる	
例文377	不可抗力条項⑤	537
	◇経済情勢の激変は不可抗力事由ではないと規定する	
	◇ライセンシーのロイヤルティ支払い義務は不可抗力により免責にならない	
	◇不可抗力事由が6ヶ月超継続の場合、影響を受けていない当事者は解除権あり	

第5章 ライセンス契約	第21款 戦略技術・情報の輸出規制遵守条項	
第2節 ライセンス契約の主要条項		
例文378	輸出規制遵守条項①	540
	◇米国企業であるライセンサーからのコンピューター・ソフトウェアのライセンス導入契約で、ライセンサーが米国の輸出規制を遵守することを規定する	
例文379	輸出規制遵守条項②	542
	◇米国等の戦略技術情報に関する輸出規制を遵守する規定	
例文380	輸出規制遵守条項③	542
	◇日本、米国等、関連する国の輸出規制を遵守することを規定する ◇簡素な規定	
例文381	輸出規制遵守条項④	543
	◇戦略的技術情報に関する米国連邦法の輸出規制遵守をライセンサー、ライセンシーの義務として規定する	

第6章 サービス提供契約、販売・代理店契約	第2款 サービス提供契約の主要条項	
第1節 サービス提供契約		
例文382	サービスの提供①	547
	◇サービスの提供について合意する ◇サービスの提供のために人員を派遣することを規定する	
	◇具体的なサービス内容は別紙で定めると規定する	
例文383	サービスの提供②	547
	◇派遣先のABCの定義としてその子会社等を含めることを規定する	
例文384	サービスの提供③	548
	◇具体的なサービスの提供内容、範囲を定める添付別紙 ◇派遣する人員についても規定する	
例文385	サービスの提供④	550
	◇サービス提供にあたる人員や提供期間は別紙で規定する	
例文386	サービスの提供⑤	551
	◇サービス提供のための派遣人員を受け入れる側の協力義務を規定する	
	◇受け入れ側が、秘書、運転手、宿泊施設などを提供する	

例文387	サービスの対価・報酬①	552
	◇サービスの対価を規定する	
	◇サービス・フィーの支払いに源泉税が課せられた場合は、あたかも課せられなかったような結果になる金額に調整されると規定する	
例文388	サービスの対価・報酬②	554
	◇サービスの対価を月額で規定する	
例文389	サービスの対価・報酬③	554
	◇サービスの対価について金額とその支払い方法を規定する	
例文390	派遣人員の労働条件①	556
	◇サービス提供のために派遣された人員の労働条件を規定する	
例文391	派遣人員の労働条件②	556
	◇役務提供はフルタイムベース。受け入れ側の従業員に適用される休日、休暇、病欠休暇等の条件と同一	
例文392	派遣人員の身分	557
	◇サービス提供のため派遣される人員は派遣側の従業員であり、受け入れ側の従業員の身分はないと規定する	
例文393	サービス提供者の責任の限度	558
	◇サービス提供による損害に責任を持たないと規定する ◇サービス提供者に有利な規定	
例文394	秘密保持条項	559
	◇サービスを提供する側と受ける側双方の秘密保持義務を規定する	

第6章 サービス提供契約、販売・代理店契約	第3款 販売店契約の主要条項	
第2節 販売・代理店契約		
例文395	一手販売店の指定条項	565
	◇特定地域の特定商品について一手販売店を指定する ◇販売促進努力義務を規定する	
例文396	競合品の取り扱い制限条項	566
	◇販売店は、本製品と競合する製品を製造・販売しない	
	◇販売地域外ではマーケティング、販売促進活動をしない	
	◇プリンシパルは、販売地域に他の販売店を指定したり、直接・間接に製品を販売しない	
例文397	最低購入数量条項	567
	◇販売店は、年間に一定数量を購入する	
	◇約束した年間最低数量を達成できないときは、プリンシパルは、通知により解除できる	
例文398	個別の売買契約書	568
	◇本売買は、再販売のためにおこなう	
	◇個別契約はプリンシパル側の通常の売買契約書のフォームでおこなう	
	◇本契約に矛盾しない限りフォームの契約条項を適用する	
	◇販売店は、船積み予定の少なくとも6週間前にファーム・オーダーで注文する	
例文399	在庫、修理サービス条項	569
	◇在庫維持と補修サービス提供を規定する	
例文400	秘密保持条項	570
	◇販売店が取得するかもしれない製品に関する秘密情報につき秘密保持義務を負うと規定	

第7章 合併事業契約	第1款 前文	
第2節 合併事業契約の主要条項		
例文401	前文	579
	◇古典的でフォーマルなスタイル	

第7章 合併事業契約	第2款 リサイタル条項	
第2節 合併事業契約の主要条項		
例文402	リサイタル条項①	581
	◇標準的な規定 ◇契約締結に至る経緯・背景を説明する	
例文403	リサイタル条項②	582
	◇米国で新会社を設立した上で株主として合併事業契約を締結する株主間契約	

◇クラス株式を活用する		
第7章 合併事業契約 第2節 合併事業契約の主要条項	第3款 定義条項	
例文404 定義条項		583
◇「関連会社」「支配」など主要用語を定義する		
第7章 合併事業契約 第2節 合併事業契約の主要条項	第4款 合併事業会社の設立に関する規定	
例文405 合併事業会社の設立①		586
◇会社の名称、本店所在地、目的、存続期間を規定する		
例文406 合併事業会社の設立②		588
◇合併事業会社による製品の生産地を規定する		
第7章 合併事業契約 第2節 合併事業契約の主要条項	第5款 合併事業会社の資本金に関する規定	
例文407 合併事業会社の資本金①		589
◇授權資本、設立時発行資本等を規定する		
例文408 合併事業会社の資本金②		590
◇各株主の出資金額、出資比率等を規定する		
例文409 合併事業会社の資本金③		591
◇増資により、合併事業会社への新参加者に割りあてるケース		
第7章 合併事業契約 第2節 合併事業契約の主要条項	第6款 株式の引き受け、払い込みに関する規定	
例文410 合併事業会社の株式の引き受け、払い込み		593
◇株式の引き受け割合と払い込みについて規定する		
第7章 合併事業契約 第2節 合併事業契約の主要条項	第7款 新会社の定款に関する規定	
例文411 定款に関する規定		594
◇新会社の定款の内容を規定する		
第7章 合併事業契約 第2節 合併事業契約の主要条項	第8款 株主総会の招集・成立・決議に関する規定	
例文412 株主総会に関する規定①		595
◇株主総会の開催場所を規定する		
例文413 株主総会に関する規定②		596
◇株主総会の定足数、決議要件を規定する		
例文414 株主総会に関する規定③		597
◇委任状による代理出席、総会の招集方法を規定する		
第7章 合併事業契約 第2節 合併事業契約の主要条項	第9款 取締役の選任・取締役会の決議に関する規定	
例文415 取締役会の定足数と代理出席；決議		598
◇取締役会に関わる法律(会社法)が自由で柔軟な場合の表現の仕方		
例文416 取締役会、取締役の選任①		600
◇標準的な選任・決議方法		
例文417 取締役会、取締役の選任②		603
◇クラス株式を採用した場合の取締役選任・取締役会決議の方法		
例文418 取締役会の決議方法		605
◇定足数、クラスにかかわらず過半数で決議する		
第7章 合併事業契約 第2節 合併事業契約の主要条項	第10款 株主の事前同意を要する重要事項	
例文419 事前承認事項①		606
◇合併事業会社運営に関わる重要事項は事前に全株主の同意を要する		

例文420 事前承認事項②		607
◇限定された少数の重要事項のみ全員一致の承認を要する		
第7章 合併事業契約 第2節 合併事業契約の主要条項	第11款 代表取締役等の指名権・派遣に関する規定	
例文421 代表取締役の指名権と選任手続き		608
◇株主がそれぞれ代表取締役を指名する		
例文422 株主による社長、副社長の指名権		609
◇株主がCEO兼社長、副社長を指名する		
例文423 CEOの職務と権限		610
◇CEOの職務と権限を具体的に規定する		
例文424 取締役の罷免と退任		611
◇当該取締役を指名した当事者が、罷免されたもしくは退任した取締役の後任をそれぞれ指名する		
第7章 合併事業契約 第2節 合併事業契約の主要条項	第12款 監査役の指名に関する規定	
例文425 監査役の指名①		613
◇取締役会で監査役を指名する		
例文426 監査役の指名②		614
◇監査役は会社の状況を株主に報告する		
第7章 合併事業契約 第2節 合併事業契約の主要条項	第13款 新会社とパートナーとの契約に関する規定	
例文427 各株主の合併事業新会社との契約、経営協力		614
◇合併事業会社に対する各株主の協力事項と契約を規定する		
第7章 合併事業契約 第2節 合併事業契約の主要条項	第14款 帳簿閲覧権に関する規定	
例文428 合併事業会社の帳簿閲覧権①		616
◇合併事業契約当事者は合併事業会社の帳簿を閲覧できる		
例文429 合併事業会社の帳簿閲覧権②		617
◇合併事業契約当事者は、専門家等を派遣して帳簿や議事録を閲覧できる		
第7章 合併事業契約 第2節 合併事業契約の主要条項	第15款 配当・配当受取権に関する規定	
例文430 配当に関する規定		618
◇配当の支払いにつき規定する		
第7章 合併事業契約 第2節 合併事業契約の主要条項	第16款 株式譲渡の制限に関する規定	
例文431 株式譲渡制限条項①		619
◇取締役会の承認と他の株主のファースト・リフューザル・ライトを規定する		
例文432 株式譲渡制限条項②		621
◇株式譲渡に他の株主の同意を要すると規定する		
例文433 株式譲渡制限条項③		622
◇譲渡株式について他の株主の優先購入権を規定する		
例文434 株式譲渡制限条項④		623
◇例外として子会社、関連会社への譲渡を自由に認める		
◇譲渡により元の株主は合併事業契約の履行を免責されず、あたかも履行保証人であるかのように引き続き履行責任を負う		
例文435 株式譲渡制限条項⑤		624
◇関連会社への譲渡は自由とする ◇譲渡後は、その譲受人のみが合併事業契約の当事者となる		
例文436 株式譲渡制限条項⑥		625
◇合併事業契約発効後、一定期間のみ株式の譲渡制限を置く		
例文437 共同売却(撤退)条項		625

	◇マイノリティ側が、容易に撤退できるように防御するための特殊なねらいを持つ規定	
	◇マジョリティ株主が株式持分を第三者(買主)に譲渡するときは、少数株主に対し持ち株比率に応じたその譲渡先へ一緒に譲渡する機会を与える	
第7章 合併事業契約 第2節 合併事業契約の主要条項	第17款 新会社の運営と資金調達に関する規定	
例文438	新会社の資金調達	627
	◇標準的な規定	
例文439	新会社の運営①	628
	◇新会社の運営については、(会社)設立地の法による	
	◇新会社運営に関わる通常の事項は、取締役会の単純過半数によって決まる	
	◇全株主の同意を要する重要事項を規定する	
例文440	新会社の運営②	630
	◇新会社の運営の独立性を強調する規定	
第7章 合併事業契約 第2節 合併事業契約の主要条項	第18款 新会社の知的財産権の帰属	
例文441	新会社の知的財産権の帰属	631
	◇新会社の製品・商号・ロゴ・サービスマークの帰属先を規定する	
	◇新会社自身が独自に開発した成果物(仕事・作品)の知的財産権は新会社に帰属する	
第7章 合併事業契約 第2節 合併事業契約の主要条項	第19款 競合の制限に関する規定	
例文442	競合制限規定①	632
	◇株主と合併事業会社との標準的な競合制限規定 ◇特定地域における競合を禁止する規定	
例文443	競合制限規定②	633
	◇契約当事者は、新会社の事業との競合は、関連会社を通じてでも避ける	
	◇契約当事者が競合避止義務を負う新会社の事業を、明示的・限定的に規定する	
第7章 合併事業契約 第2節 合併事業契約の主要条項	第20款 株式のリバーチェス条項と プットオプション(売り戻し権条項)	
例文444	リバーチェス条項①	635
	◇反トラスト法など、強行法規違反の場合の株式の買い戻しを規定する	
例文445	リバーチェス条項②	637
	◇当初5年間は、株式(持ち分)譲渡等に制限がある	
	◇マイノリティ株主がその株式(持ち分)の譲渡を希望するときは、マジョリティ株主に買い取り優先権がある(当初5年間)	
	◇6年目以降は、マジョリティ株主がファースト・リフューザル・ライトを持つ	
例文446	リバーチェス条項③	638
	◇マイノリティ株主がトリガー事由に該当したとき、マジョリティ株主は全株式を買い取る選択権を保有	
	◇トリガー事由として、マイノリティ株主の重大な契約違反、倒産などを規定	
例文447	リバーチェス条項④	640
	◇あらかじめ株式の譲渡価格の算出方式を定める ◇純利益額を基準に譲渡価格を算出する	
例文448	リバーチェス条項⑤	641
	◇マイノリティ株主からのプットオプション(持ち分の売り戻し権特約)	
第7章 合併事業契約 第2節 合併事業契約の主要条項	第21款 当事者の破産・契約違反等に関する規定	
例文449	当事者の破産・契約違反等	642
	◇当事者の契約違反等の場合の相手方の権利を定める ◇違反の通知と治癒期間を定める	
第7章 合併事業契約 第2節 合併事業契約の主要条項	第22款 独立した会計監査人の指定条項	
例文450	独立した会計監査人の指定	644

	◇会計監査人として会計監査事務所を指定する	
第7章 合併事業契約 第2節 合併事業契約の主要条項	第23款 マネジмент・フィー条項	
例文451	マネジмент・フィー	645
	◇総収入をベースにマネジмент・フィーを計算する	
第7章 合併事業契約 第2節 合併事業契約の主要条項	第24款 契約期間条項	
例文452	契約期間条項①	646
	◇合併事業契約は、当初の契約当事者が株主である限り有効と規定	
例文453	契約期間条項②	647
	◇合併事業会社の存続期間は当初20年、その後株主総会決議で延長できると規定する	
	◇合併事業契約は、当初の契約当事者が株主である限り有効と規定する	
例文454	契約期間条項③	648
	◇累積赤字が一定額に達したら、解散を選択できると規定する	
第7章 合併事業契約 第2節 合併事業契約の主要条項	第25款 贈賄禁止条項	
例文455	贈賄禁止条項	650
	◇外国公務員に対し賄賂を贈らないことを定める	
	◇たとえ外国公務員に直接でなくても、その一部が賄賂として使われることを知って他の人に支払うことも禁止する	
	◇当事者だけでなく、その関連会社も実行することも禁止する	
第7章 合併事業契約 第2節 合併事業契約の主要条項	第26款 準拠法条項	
例文456	準拠法条項①	651
	◇新会社の運営は設立地国法を適用するが、契約の準拠法はカリフォルニア州法とする	
例文457	準拠法条項②	652
	◇抵触法のルールにかかわらず、イングランド法を準拠法とする	
例文458	準拠法条項③	653
	◇カリフォルニア州法を準拠法とするが、会社運営は(会社設立地の)バミュダ法による	
第7章 合併事業契約 第2節 合併事業契約の主要条項	第27款 一般条項	
例文459	秘密保持条項	654
	◇資金調達のため、金融機関に開示するのは例外と規定する	
例文460	当事者の関係条項	655
	◇各当事者はパートナーではなく、独立した当事者であるとの確認	
例文461	不可抗力条項	656
	◇不可抗力事由が発生したとき、当事者は履行義務を免責される	
	◇不可抗力事態が一定期間継続したら解除できると規定する	
例文462	無効規定の分離可能性条項	658
	◇一部が無効でも他の規定は有効 ◇残る規定だけでは衡平性を欠く結果となるときは除外	
第8章 秘密保持契約 第2節 秘密保持契約の主要条項	第1款 前文	
例文463	前文	664
	◇契約当事者名、どの国または州の会社法により設立された法人か、主な事務所の所在地、契約締結日を記載する	
第8章 秘密保持契約 第2節 秘密保持契約の主要条項	第2款 リサイタル条項	
例文464	リサイタル条項①	666
	◇共同でビジネス開発をしようとする場合に、秘密情報交換に先立ち結ぶNDAの標準的なリサイタル	

ル条項	
例文465	リサイクル条項② 667
	◇秘密情報開示の目的の詳細は添付書類に記載する
例文466	リサイクル条項③ 668
	◇相互に秘密情報を開示する目的は、技術とプロジェクトの評価であると記載する
例文467	リサイクル条項④ 669
	◇さまざまな事業協力関係にある当事者間で使用できる、汎用性の高いリサイクル条項
第8章 秘密保持契約	
第2節 秘密保持契約の主要条項	
第3款 約因・契約締結意思確認条項	
例文468	約因・契約締結意思確認条項① 670
	◇契約書中に“warranties”（保証）規定がある場合の標準的な表現
例文469	約因・契約締結意思確認条項② 671
	◇具体的な説明を省略した簡潔な表現
例文470	約因・契約締結意思確認条項③ 671
	◇さまざまな契約に使用可能な汎用的な約因条項
例文471	約因・契約締結意思確認条項④ 672
	◇あえて約因には触れず、約因という用語も使用しない ◇契約締結意思の確認のみを記載する
第4款 定義条項	
例文472	定義条項① 673
	◇開示した秘密情報の扱いとして、双方とも開示後30日以内は追加して秘密情報扱いに指定する権利を留保
例文473	定義条項② 674
	◇秘密情報が開示される形態を規定する
例文474	定義条項③ 675
	◇秘密情報に含まれる項目を列挙する
第5款 秘密情報の範囲を規定する条項	
例文475	秘密情報の範囲条項① 676
	◇秘密保持の対象とならない情報を列挙し、除外する標準的な規定
例文476	秘密情報の範囲条項② 677
	◇秘密保持義務の対象外の情報を列挙することで、秘密保持義務を負担する情報を決める
第6款 秘密情報の開示範囲を規定する条項	
例文477	秘密情報の開示範囲条項① 679
	◇“bona fide need to know”ベースで開示範囲を規定する
例文478	秘密情報の開示範囲条項② 680
	◇秘密情報を開示する従業員及び関係者の範囲を規定する
	◇引き渡しを受けたプロトタイプ（試作品）の分析、リバースエンジニアリングを禁止する規定
第7款 秘密情報の管理の注意義務水準を規定する条項	
例文479	秘密保持の注意義務水準条項① 683
	◇秘密保持の程度は、「少なくとも自己の情報を管理する注意義務と同程度」を基準とする
例文480	秘密保持の注意義務水準条項② 684
	◇善管注意義務を採用する簡潔な秘密保持条項
	◇注意義務の水準は善管注意義務（with the due diligence of a prudent merchant）とする
例文481	秘密保持の注意義務水準条項③ 684
	◇少なくとも自己の秘密情報を管理するために払う注意義務の水準と規定する
例文482	秘密保持の注意義務水準条項④ 685

	◇情報開示を受けた側が実施する自己の秘密情報の管理のうち最上位の厳格な管理とする
例文483	秘密保持の注意義務水準条項⑤ 687
	◇開示する範囲は、“need to know”ベース—開示するメンバーは、開示を受けた企業側の達成目的の遂行のためにアクセスが必要な人員に限る
	◇秘密保持を努力義務にとどめる
第8款 不保証と所有権の留保	
例文484	不保証条項① 688
	◇簡潔な表現 ◇開示する秘密情報は現状有姿（as is）で引き渡し、開示する側は何ら保証をしない
例文485	不保証条項② 689
	◇あらゆる種類の知的財産権についての不保証を詳細に取り決める
	◇秘密情報は現状有姿条件で開示される
例文486	所有権留保条項① 690
	◇秘密情報の所有権は開示した側から開示を受けた側に移転しないと規定する
	◇開示を受けた側に情報の使用权が許諾されるわけではないと規定する
例文487	所有権留保条項② 691
	◇開示を受けた側に秘密情報の知的財産権の使用許諾の権利が発生しないと規定する
例文488	所有権留保条項③ 691
	◇開示を受けた側にはいかなる知的財産権についても何ら権利が移転しない
第9款 差し止め条項	
例文489	差し止め条項① 692
	◇契約に違反する秘密情報の開示・漏洩がなされようとする際には、差し止め手続きを裁判所に対しておこなうことができると取り決める
例文490	差し止め条項② 694
	◇契約違反行為を裁判所で差し止める手続きを取ることができると取り決める条項
例文491	差し止め条項③ 695
	◇契約違反となる秘密情報の開示・使用の差し止めを裁判所に対し請求できると規定する
第10款 情報開示と独自の技術開発	
例文492	開発権条項① 697
	◇秘密保持契約のいずれの当事者も、秘密情報の開示を受けた品目、技術等につき単独で独自の競合品、競合技術等の開発を妨げられない
例文493	開発権条項② 698
	◇開示された秘密情報を使用して開発した発明等の特許出願するときは通知義務を負う
第11款 秘密情報の返還	
例文494	情報の返還条項① 700
	◇相手方から秘密情報（有形物）の返還要求があった場合には、速やかに返還することを約する
例文495	情報の返還条項② 701
	◇開示した秘密情報を化体する有形物の返還条項
	◇返還請求がなされたときか、ビジネス目的の終了時のいずれか早い時期に返還する義務を規定
第12款 秘密保持契約の一般条項	
例文496	契約期間条項 702
	◇標準的な自動更新条項
	◇当初3年間の有効期間が終了後は、終了30日前までに一方の当事者より解除通知がない限り、1年ずつ自動延長
例文497	評価・検討の期限 703

◇秘密情報の開示を受けた当事者側が正式な契約の締結を希望するか否かを通知する期限を暦日で規定する

例文498	完全な合意条項	704
	◇標準的な完全な合意条項	
例文499	無効規定の分離可能性条項	705
	◇一部の規定が強行法規に反し無効となっても、その部分を切り離し、他の規定はその影響を受けず、契約の有効性は維持される	
例文500	準拠法条項	706
	◇標準的な準拠法の規定	
例文501	権利放棄条項	707
	◇契約上、本来ある権利の不行使が権利の放棄を構成しないと規定する	
例文502	調印意思の確認(結語)と署名欄	708
	◇正当に調印権限が付与された代表者が調印することを規定	
	◇契約書の冒頭の記載日を調印日と規定する	

第9章 事業譲渡契約 第2節 前文とリサイタル条項

例文503	前文とリサイタル条項	713
	◇外国の個人株主(100%オーナー)から日本企業が外国の会社を買収するケース ◇無額面株式の譲渡	
例文504	リサイタル条項①	715
	◇株式売買による事業の譲渡契約 ◇全株式の譲渡	
例文505	リサイタル条項②	716
	◇株式売買による事業の譲渡契約 ◇無額面普通株式の譲渡により全事業を譲渡する	
例文506	リサイタル条項③	717
	◇株式売買による事業の譲渡契約 ◇株式の一部を譲渡する	

第9章 事業譲渡契約 第3節 株式譲渡条項 第1款 株式譲渡条項

例文507	株式譲渡条項①	719
	◇株式の売り渡しと買い受けの合意 ◇全株式の譲渡 ◇額面株式の譲渡	
例文508	株式譲渡条項②	720
	◇株式の売り渡しと買い受けに合意する基本的な文言	
例文509	株式譲渡条項③	721
	◇ノミネー(nominee)が2名いるが、実質的には株主は1名で100%保有というケース ◇額面株式の譲渡	
例文510	株式譲渡条項④	724
	◇クロージング(closing)による譲渡 ◇無額面株式の譲渡	

第9章 事業譲渡契約 第3節 株式譲渡条項の重要条項 第2款 デュー・ディリジェンス調査

例文511	デュー・ディリジェンス条項①	726
	◇買主側はデュー・ディリジェンス調査を実施できる ◇買収対象会社の人員にインタビューを実施できる ◇調査実施中は双方ともプレス発表をしない	
例文512	デュー・ディリジェンス条項②	729
	◇due diligenceの代わりに用語、accessを使用する ◇デュー・ディリジェンス調査を実施し、買収対象企業の帳簿等にアクセスできる ◇買主は、買収対象企業の運営、財産状態等に関する書類のコピーを作成できる	
例文513	デュー・ディリジェンス条項③	730
	◇買収対象の事業情報にアクセスする買主側の権利と買主側の費用負担を規定する ◇情報へのアクセスは、買主側が要請したときに限りおこなうことができると規定する	

第9章 事業譲渡契約 第3節 株式譲渡条項の重要条項 第3款 クロージング条項

例文514	クロージング条項①	732
	◇クロージングの日時(ローカル・タイム)と場所を規定する	
例文515	クロージング条項②	732
	◇クロージングで株式の移転と引き換えに代金を支払う ◇株券の交付による株式譲渡をおこなう場合の規定	
例文516	クロージング条項③	733
	◇クロージングで株券と引き換えに小切手または銀行振り込みで支払う	
例文517	クロージング条項④	735
	◇株式売買につき、株式の種類、株式数、売買価格等を規定する ◇クロージングにおける代金の支払い、株式譲渡方法(ここでは株券の交付等)を規定する	
例文518	クロージング条項⑤	737
	◇株券の譲渡を株主名簿への名義書換手続きによりおこなう	

第9章 事業譲渡契約 第3節 株式譲渡条項の重要条項 第4款 株式代金支払条項

例文519	株式代金支払条項①	738
	◇分割払いとする ◇株式代金の決定方法、評価機関を規定する	
例文520	株式代金支払条項②	739
	◇クロージングのときに現金で支払う	

第9章 事業譲渡契約 第4節 株式譲渡による事業譲渡に関わる表明と保証 第1款 株式に関する表明と保証

例文521	株式の正当な所有者であることの表明と保証①	741
	◇売主は株式の法律上の完全な所有者であることの表明	
例文522	株式の正当な所有者であることの表明と保証②	743
	◇株式について完全なる所有権(株式の所有者=株主)があることを表明させる	
例文523	株式の発行に関する表明と保証	744
	◇株式の発行や払い込みに関する表明と保証	

第9章 事業譲渡契約 第4節 株式譲渡による事業譲渡に関わる表明と保証 第2款 財務諸表の正確さの表明と保証

例文524	財務諸表の正確さの表明と保証①	745
	◇標準的な条項	
例文525	財務諸表の正確さの表明と保証②	747
	◇貸借対照表、営業報告、損益計算書などの正確さを表明する	
例文526	財務諸表の正確さの表明と保証③	748
	◇財務諸表の正確さについて簡潔に表明する	
例文527	財務諸表の正確さの表明と保証④	748
	◇財務書類に開示していない負債はないという売主の表明と保証	
例文528	財務諸表の正確さの表明と保証⑤	750
	◇財務諸表の正確さと税務申告書についての表明と保証をする	

第9章 事業譲渡契約 第4節 株式譲渡による事業譲渡に関わる表明と保証 第3款 クレーム、訴訟等に関する表明と保証

例文529	クレーム、訴訟等に関する表明①	752
	◇売主の知る限り、添付別紙がクレーム、訴訟などの完全なリストであることを表明する	
例文530	クレーム、訴訟等に関する表明②	753
	◇添付別紙の表示以外には、いかなる偶発的な債務、クレームもないことを表明する	
例文531	クレーム、訴訟等に関する表明③	754
	◇株式譲渡時には、いかなる訴訟もクレームもないことを表明する	
例文532	クレーム、訴訟等に関する表明④	755

◇環境問題に関するクレーム、訴訟がないことを表明・保証する	
第9章 事業譲渡契約 第4節 株式譲渡による事業譲渡に関わる表明と保証	第4款 さまざまな表明と保証
例文533 従業員の承継に関する表明と保証	758
◇従業員の承継・引き継ぎについての売主・買主両者の考え方と合意事項を規定する	
◇引き継ぐ従業員についての詳細なリストを提供する ◇事業譲渡時点で労働争議がないことの表明	
例文534 契約の承継に関する表明と保証	760
◇譲渡対象の企業が締結している契約を詳細に表明させる	
例文535 コンプライアンスに関する表明	763
◇コンプライアンス上の問題と税務問題がないことの簡潔な表明	
例文536 在庫品に関する表明と保証	764
◇在庫品の数量・品質・保管場所、管理、リコールについて確認する	
例文537 知的財産権に関する表明と保証	766
◇知的財産の権利や紛争についての表明・保証 ◇知的財産は別表で明示するスタイル	
例文538 不動産に関する表明と保証	769
◇不動産リースの内容と契約の継続を確認する	
例文539 顧客・取引先に関する表明と保証	771
◇大口顧客のうち上位10社のリストの表明と保証	
例文540 銀行口座に関する表明	773
◇売主は、譲渡対象会社の銀行口座と引き出し権者名、融資契約等の完全なリストを引き渡す	
第9章 事業譲渡契約 第4節 株式譲渡による事業譲渡に関わる表明と保証	第5款 表明・保証違反の場合の補償規定
例文541 表明・保証違反の場合の補償条項①	774
◇もっとも広範な救済のケース ◇表明・保証に違反したときは、補償し、損害賠償の責任を負う	
◇表明・保証がその契約書の規定通りに履行された場合の状態に置くために金額を支払う	
例文542 表明・保証違反の場合の補償条項②	775
◇売主による買主のための補償の規定	
例文543 表明・保証違反の場合の補償条項③	777
◇買主による売主のための補償の規定 ◇例文542と対になる規定	
例文544 表明・保証違反の場合の補償条項④	779
◇補償責任に上限金額を設ける	
例文545 表明・保証違反の場合の補償条項⑤	779
◇補償責任に累計の上限金額を設ける ◇補償責任の対象に本公司(譲渡される会社)を加える	
例文546 表明・保証違反の場合の補償条項⑥	780
◇表明・保証違反の場合の補償と補償額の上限規定	
◇frauds(詐欺または虚偽行為)の場合は上限規定の適用はない(無限)と規定する	
第9章 事業譲渡契約 第4節 株式譲渡による事業譲渡に関わる表明と保証	第6款 クレームの通知と補償
例文547 クレームの通知と補償①	783
◇表明・保証違反に基づく補償請求の通知義務	
◇相手側が第三者クレームの解決を引き受ける際の、もう一方の当事者の参加の権利を規定	
例文548 クレームの通知と補償②	786
◇補償の履行を請求する通知とその実行方法	
例文549 クレームの通知と補償③	789
◇売主から補償を受けるためにクレームを通知する義務を規定	
◇最終的な防御方法の選択は買主側にあるが、和解には売主の同意が必要とする	
第9章 事業譲渡契約 第5節 株式譲渡による事業譲渡契約の重要条項	第1款 競業禁止条項
例文550 競業禁止条項①	791

◇売主は10年間、競合事業には直接的・間接的に従事しない	
◇上場株式の5%未満の保有は禁止されない	
例文551 競業禁止条項②	793
◇売主は本会社譲渡後5年間は競合事業をおこなわない	
例文552 競業禁止条項③	794
◇5年間の競業禁止を規定する	
第9章 事業譲渡契約 第5節 株式譲渡による事業譲渡契約の重要条項	第2款 追加協力義務条項
例文553 追加協力義務条項①	796
◇買主が、買収した事業の正式な株主として完全な権利を取得するための追加書類、確認書などへの調印義務を規定する	
例文554 追加協力義務条項②	797
◇売主が自己の費用負担で買主への追加の協力をおこなう義務を規定	
第9章 事業譲渡契約 第5節 株式譲渡による事業譲渡契約の重要条項	第3款 資金調達条項
例文555 資金調達条項①	798
◇譲渡会社の銀行借入金と売主家族からの借入金債務を売主に譲渡し、譲渡会社から解放する合意	
例文556 資金調達条項②	800
◇売主が保証人として会社の借り入れのため銀行に入れている保証状を買主が処理し引き上げさせる	
第9章 事業譲渡契約 第5節 株式譲渡による事業譲渡契約の重要条項	第4款 ブローカー否定条項
例文557 ブローカー、ファインダー否定条項①	802
◇ブローカー、ファインダーを使っていないことを表明・保証し、相手方を免責する	
例文558 ブローカー、ファインダー否定条項②	803
◇ブローカーやファインダーを起用していないことを確認する規定	
第9章 事業譲渡契約 第5節 株式譲渡による事業譲渡契約の重要条項	第5款 その他の重要条項
例文559 転売目的買収否定に関する表明と保証	804
◇投資の目的は転売ではないことを確認する規定	
例文560 商標・商号使用禁止	806
◇クロージング後の商標・商号の使用禁止と6ヶ月の猶予期間を規定する	
例文561 従業員引き抜き禁止	808
◇売主による譲渡した会社の従業員の引き抜き制限	
第9章 事業譲渡契約 第6節 株式譲渡による事業譲渡契約の一般条項	第1款 秘密保持条項
例文562 秘密保持条項①	810
◇秘密保持とプレスリリースについての詳細な合意	
例文563 秘密保持条項②	813
◇買主は、売主より開示された秘密情報につき秘密保持義務を負う	
◇秘密保持のための注意義務の水準は、買主の自己の情報の保護と同水準とする	
第9章 事業譲渡契約 第6節 株式譲渡による事業譲渡契約の一般条項	第2款 タイム・イズ・オブ・エッセンス条項
例文564 タイム・イズ・オブ・エッセンス条項	815
◇契約の履行において“time”(時間)が重要な要素であると規定する	
第9章 事業譲渡契約 第6節 株式譲渡による事業譲渡契約の一般条項	第3款 無効規定の分離可能性条項
例文565 無効規定の分離可能性条項①	816
◇無効規定は他の規定には影響を与えないとする	
例文566 無効規定の分離可能性条項②	818

	◇一部無効・一部非実際的・一部脱落でも、残りの規定には影響を与えない	
	◇解決ルールは「本契約の目的に照らし事態を考えて達したであろう意図を反映」と規定する	
例文567	無効規定の分離可能性条項③	820
	◇無効な部分を切り離し、他の規定には影響を与えない ◇標準的な条項	
例文568	無効規定の分離可能性条項④	821
	◇一方にあまりに悪影響がある場合は、解決方法を見つけるため努力する	

第10章 エンターテインメント契約 第3節 映画作品の輸出契約の主要条項

例文569	前文と約因条項	834
	◇映画配給契約の前文と約因	
例文570	配給許諾条項	835
	◇映画の配給の許諾でいわゆるオールライツの許諾 ◇ライセンサーに留保する権利を規定	
例文571	定義条項①	837
	◇ライセンス対象の映画の定義規定	
例文572	定義条項②	837
	◇映画作品の配給(販売)ライセンス許諾地域の定義規定	
例文573	契約期間条項	838
	◇本契約の始期・有効期間と終了時の権利の消滅を規定する	
例文574	マスターの引き渡し条項	839
	◇マスターの引き渡し時期を規定	
	◇ディストリビューターによる映画作品の編集に対しての制約に関する規定	
	◇検閲による編集の要求があった場合は認める	
例文575	ロイヤルティ条項	841
	◇ミニマム・ギャランティーの金額、支払い時期、支払い方法の規定	
例文576	調印文言と署名欄	842
	◇契約当事者、調印者と役職名を明示する ◇両当事者の契約調印を確認する文言を記載する	

第10章 エンターテインメント契約 第4節 映画作品の輸入契約の主要条項

例文577	前文とリサイタル条項	845
	◇海外映画作品を日本に輸入し、ビデオグラム化する契約のリサイタル条項	
	◇独占的なビデオグラム化権を獲得し販売・レンタルするライセンスのリサイタル条項	
例文578	ライセンス許諾条項	847
	◇独占的なビデオグラム化権 ◇DVD化し、販売・レンタルビジネスを展開する権利(ライセンス)	
例文579	許諾地域条項	849
	◇許諾地域を国名で規定する	
例文580	契約期間条項	850
	◇当初4年。3年を限度に延長できるオプションを付与する	
例文581	著作権表示条項	851
	◇空輸によるフィルムの引き渡しとコピーライト(著作権)の表示を規定する	
例文582	ロイヤルティ条項①	852
	◇契約締結から一定期日以内に前金を支払う	
	◇DVDの売上高(総額)につき一定比率のランニング・ロイヤルティを支払う	
	◇ライセンサーはDVD制作費用等の所定経費を差し引くことができる	
例文583	ロイヤルティ条項②	853
	◇6ヶ月ごとにロイヤルティ報告書を提出 ◇ライセンサーはライセンサーの帳簿検査ができる	
例文584	表明・保証条項	855
	◇ライセンサーによる映画作品に関する表明と保証	
	◇ライセンスの支障となる担保設定などが一切ないことを保証	

第10章 エンターテインメント契約 第5節 映画作品ライセンス契約に共通の規定

例文585	外国語版条項	858
	◇外国語版映画ソフトの制作に関する規定	
	◇ライセンサー制作による外国語版の著作権はライセンサーに帰属すると規定する	
	◇ライセンサーは外国語版をライセンサーに帰属させるための書類に署名する義務を負うと規定する	
例文586	ホールドバック条項①	862
	◇ホールドバック(映画の上映中など一定期間、DVD等ビデオグラム発売を控える期間)の規定	
例文587	ホールドバック条項②	863
	◇ペイ・有線放送、契約テレビ放送などのビジネス開始に対するホールドバックの期間を規定する	
例文588	リリース条項	864
	◇映画のリリースについてのライセンサーの義務を取り決める	
	◇映画のリリースについて期限とみなし公開規定を取り決める	
	◇リリースの際の現地語のタイトルについてライセンサーは同意権を有する	
例文589	支払条項	865
	◇ライセンサーの指定する銀行口座に送金する	
例文590	通知条項	866
	◇書面による通知方法を規定する	

第10章 エンターテインメント契約 第7節 公演招聘基本契約の主要条項

例文591	前文	873
	◇ミュージカル日本公演についての基本契約ドラフトの前文	
例文592	公演提供条項	874
	◇公演の基本条件を確認するための規定	
例文593	劇場公演日程条項	875
	◇公演をおこなう劇場や具体的な日程を規定する	
例文594	放映・DVD化権条項	876
	◇テレビ放映権ならびにビデオグラム化権のライセンスについてのライセンサー側からの提案	
例文595	CD化権条項	877
	◇公演の音楽のCD制作・販売権の取得に関して規定する	
例文596	対価と支払条項	878
	◇招聘側はプロダクション費用とロイヤルティを支払う	
	◇支払いはネット(税引後)ベースでおこなう	
例文597	公演キャスト条項	880
	◇公演のキャスト、ならびにオーケストラ演奏者について規定する	
	◇主要キャスト以外の子役、照明と音響については招聘側が準備すると規定する	
例文598	スタッフ条項	881
	◇劇場・スタッフの手配、国内移動の交通費は招聘側負担と規定する	
	◇キャラクター・マーチャンダイジングについては別途契約を締結する	
例文599	宿泊・日当条項	882
	◇キャストの宿泊、日当の支払いについて規定する ◇ホテルはシングルルームと規定する	
例文600	契約締結準備費用条項	884
	◇正式契約の締結準備費用について各当事者による自己負担とする規定	
	◇正式契約締結の期限を設定する	

第10章 エンターテインメント契約 第9節 俳優出演契約の主要条項

例文601	リサイタル条項	890
	◇契約当事者に自然人(個人)を加える規定	
	◇個人当事者を住所とパスポートナンバーで特定する規定	

例文602	出演の同意条項	892
	◇プロダクションは所属アーティストの出演、サービス提供に合意する規定	
	◇アーティスト自身も契約に基づくサービス提供を約束する規定	
例文603	サービス提供条項	893
	◇アーティストの出演期間と1日あたりの撮影時間を規定する	
例文604	対価条項	894
	◇アーティストの出演に対する対価とその支払いについて規定する	
例文605	タックス条項	896
	◇支払いにともなう源泉徴収税等、税金込みの支払いであることを確認する規定	
例文606	著作権条項①	897
	◇アーティストによる持ち分の譲渡(50%を米国側、残りの50%を日本側)を規定	
	◇日本における映画のオールライツは、追加の支払いなしに日本側にライセンスされる	
	◇2人の俳優の演ずるキャラクターの日本における商品化権は日本側に帰属	
例文607	著作権条項②	899
	◇アーティストは、著作権及び著作権を活用したビジネス探求の権利のすべてを映画会社に譲渡する	
例文608	著作権条項③	900
	◇アーティストは、出演作品の編集に同意する	
例文609	肖像権条項	901
	◇アーティスト(俳優)の名前や写真(顔)、録音(声)の、商業テレビや広告、販促物への利用権	
例文610	最優先条項	902
	◇他の作品等のスケジュールに対する優先的出演について規定する	
例文611	補償条項	903
	◇撮影中の事故による損害等から俳優を守るための補償規定	
例文612	契約譲渡制限条項	904
	◇相手方の同意なくして契約譲渡をしない合意	
例文613	交代条項	906
	◇両当事者ともに、必要な場合はアーティストを他の俳優に交代させることができる	
例文614	締結文言と署名欄	907
	◇契約当事者による調印欄(氏名、肩書、法人名)、代理人による調印欄	
第10章 エンターテインメント契約		
	第11節 キャラクター・マーチャンダイジング契約の主要条項	
例文615	前文	914
	◇契約当事者名を正確に記載する	
	◇一方の当事者は2社(共同)であり、2社を総称する呼称を規定する	
例文616	リサイクル条項	915
	◇契約締結に至る背景を説明する	
	◇ライセンス側がライセンス対象のキャラクターの登場する映画作品を共同制作した経緯を説明する内容	
例文617	定義条項	917
	◇キャラクター・マーチャンダイジング契約の主要用語を定義する	
	◇「許諾製品」「サブライセンス」などの定義を置く	
例文618	ライセンス許諾条項	919
	◇許諾地域における許諾製品の独占的販売権につき規定する	
	◇ライセンス側が100%保有の関連会社に対し、サブライセンスする権利があることを規定する	
例文619	ロイヤルティ条項	921
	◇販売し、実際に受領した卸総売上額の10%をランニング・ロイヤルティとして支払う	
	◇前払金とミニマム・ギャランティー額の支払いにつき規定する	
例文620	販売開始日条項	922
	◇一定期限までに許諾製品を販売する義務を規定	

	◇期限までに販売を開始しないときは、解除事由にあたる	
例文621	契約期間条項	924
	◇契約期間について、開始日と終了日を明示して規定する ◇両者の合意により延長できる	
例文622	ライセンス許諾製品のブランド・イメージ、名声維持と品質コントロール	925
	◇ライセンス側は発売前にプロトタイプをライセンス側に送付し、承認を受ける	
	◇ライセンス側は、プロトタイプ受領後14日以内に承認か否かを決めライセンス側に通知する	
例文623	ライセンス側の計算・記録保管・報告義務	926
	◇ライセンス側はロイヤルティ計算の基準となる売上高について報告し、記録を保管する	
例文624	帳簿閲覧権	927
	◇ライセンス側は、自己の費用でライセンス側の帳簿を検査することができる	
	◇ロイヤルティ支払い不足額が10%を超えることが判明したときは、検査費用はライセンス側負担となる	
例文625	ライセンス側に留保される権利	929
	◇ライセンス側に留保される権利を規定する	
例文626	不爭義務条項	930
	◇ライセンス側は、ライセンス側の知的財産権(著作権等)の有効性については争わないと規定する	
	◇ライセンス側は、ライセンス側の知的財産権表示をおこなう義務がある	
例文627	補償条項	931
	◇ライセンス側は許諾を受けて製造販売した製品の安全性に責任を持つ	
	◇ライセンス側は生産物賠償責任保険を付保し、ライセンス側も被保険者とする	
第11章 雇用契約		
第2節	雇用契約の主要条項	第1款 前文とリサイクル条項
例文628	前文とリサイクル条項	935
	◇雇用契約のリサイクル条項	
第11章 雇用契約		
第2節	雇用契約の主要条項	第2款 雇用合意条項
例文629	雇用合意条項①	937
	◇雇用者が個人を雇用する	
例文630	雇用合意条項②	938
	◇事業部・役職名を明示して雇用する ◇非営利活動への参加は制限しない	
例文631	雇用合意条項③	941
	◇ポジション(役職)・職務を明示して雇用する	
例文632	不干涉条項	942
	◇従業員が個人・家族の資産・資金を運用するのは、制限されない	
	◇重大な悪影響(materially adverse effect)を会社業務に与えない限り干渉はしない	
例文633	サービス提供条項	943
	◇サービスを提供する方法を規定する	
第11章 雇用契約		
第2節	雇用契約の主要条項	第3款 雇用期間条項
例文634	雇用期間条項①	944
	◇始期と終期を明確に規定する	
例文635	雇用期間条項②	945
	◇雇用期間と終了前の更新協議を規定する	
例文636	雇用期間条項③	946
	◇雇用期間と終了時の自動更新について規定する	
第11章 雇用契約		
第2節	雇用契約の主要条項	第4款 給与条項
例文637	給与条項①	947
	◇年俸額を決め、12分の1ずつを毎月支払うと規定する	

	◇給与支払い者によって源泉徴収がなされると規定する(ネット保証ではない)	
例文638	給与条項②	949
	◇給与は年額を基礎に計算すると規定する ◇賞与は会社が評価・裁量権を持つ	
例文639	給与条項③	950
	◇暦年ベースの年俸額を決め、毎月の応答分を支払うと規定する	
例文640	給与条項④	951
	◇基礎給与とインセンティブ(賞与)の2本立てで報酬を設定する	
	◇給与額の50%を上限とする賞与につき規定する	

第11章 雇用契約 第2節 雇用契約の主要条項 第5款 付帯費用に関する条項

例文641	費用償還条項①	953
	◇業務遂行のための赴任地への引っ越しに関わる諸費用の会社負担を規定する	
例文642	費用償還条項②	955
	◇業務遂行のために従業員が立て替え支出した諸費用の償還につき規定する	
例文643	福利厚生条項	956
	◇福利厚生制度について規定する	

第11章 雇用契約 第2節 雇用契約の主要条項 第6款 労働条件に関する条項

例文644	労働時間条項	958
	◇通常の労働時間を規定する ◇休日出勤や残業を規定する	
例文645	休暇条項①	959
	◇12ヶ月間に20日の有給休暇を与えると規定する ◇次期間への繰り越しは認めない	
例文646	休暇条項②	960
	◇最初の1年は10日、2年目以降は15日と、年次(有給)休暇が増加する規定	
例文647	傷病条項	961
	◇所定月数を超えてサービスを提供できないときは、それ以降の(欠勤)期間について対価を一定割合減額し、復帰次第全額(給与)を支払う	
	◇所定月数以上勤務できないときは、会社は当該従業員を解雇できる	

第11章 雇用契約 第2節 雇用契約の主要条項 第7款 従業員からの表明と保証

例文648	表明と保証条項	963
	◇採用前の雇用者の「秘密情報」を雇用後に開示・利用しないという表明と保証	
例文649	秘密保持条項	965
	◇従業員の秘密保持義務を規定する	
	◇業務で創作したワークプロダクトは「雇用のため制作された成果物」とみなし、知的財産権は会社に帰属すると規定する	
例文650	競業禁止条項	967
	◇直接・間接を問わず、類似・競合する商品・サービスの提供を禁止する	

第11章 雇用契約 第2節 雇用契約の主要条項 第8款 契約解除条項

例文651	契約解除条項①	970
	◇事務所閉鎖時や部門の縮小時は自動的に解除・終了とする	
例文652	契約解除条項②	971
	◇従業員側に帰責事由が発生したために解除する規定	
例文653	契約解除条項③	973
	◇理由のある解雇を会社側がおこなう権利を明確に規定する	
	◇契約違反の場合は30日の治癒期間を付与する	
例文654	契約解除条項④	975
	◇従業員に帰責事由のない場合における会社からの解除権を規定する	

	◇契約解除時の給与・給付の支払い、立て替え分の精算を規定する	
例文655	競業禁止条項	977
	◇契約終了後5年間、競合企業への就職等を制限する	

第12章 融資契約 第2節 融資契約の基本条項 第1款 リサイタル条項

例文656	リサイタル条項①	982
	◇簡潔な表現によるリサイタル条項	
例文657	リサイタル条項②	983
	◇資金の用途を定めた融資の規定	

第12章 融資契約 第2節 融資契約の基本条項 第2款 融資条項

例文658	融資条項①	983
	◇一定額を融資する約束	
例文659	融資条項②	984
	◇一定額までを貸し付ける融資枠の設定	
例文660	融資条項③	985
	◇限度貸し付けであると規定する	
例文661	融資条項④	986
	◇リボルビング・ローンの枠の設定を規定する	
例文662	融資条項⑤	987
	◇リボルビング・ローンで、借主が貸主宛てに貸出額を額面金額とする手形を交付する	
	◇1回ごとの借り入れにつき、最低金額を規定する	

第12章 融資契約 第2節 融資契約の基本条項 第3款 貸し付け実行条項

例文663	貸し付け実行条項①	989
	◇借主は10営業日前に借り入れ希望を通知する手続きを規定	
例文664	貸し付け実行条項②	989
	◇第1回貸し付け実行の前提条件として、保証状及び定款等を提出すると規定	
例文665	貸し付け実行条項③	991
	◇一定の金額またはその整数倍のみを事前通知により借り受ける	
例文666	貸し付け実行条項④	992
	◇各最低貸付額(リボルビング・ローン)と貸付希望の連絡の仕方を規定する	
	◇1回の借り入れ額は50万米ドル以上で、これを超えた分は10万米ドルの整数倍とする	
	◇借り出し希望の5営業日前の通知義務を規定する	

第12章 融資契約 第2節 融資契約の基本条項 第4款 銀行営業日条項

例文667	銀行営業日条項	994
	◇営業日をサンフランシスコと東京、両都市での銀行営業日とする	

第12章 融資契約 第2節 融資契約の基本条項 第5款 返済条項

例文668	返済条項①	994
	◇融資実行日から一定期間後に返済する	
例文669	返済条項②	995
	◇特定の日に一括返済する ◇期限前に繰り上げ返済できる	
例文670	返済条項③	996
	◇返済予定表に従って返済する	
例文671	返済条項④	997
	◇期限前返済と期限到来による返済を規定する(リボルビング・ローン)	
例文672	返済条項⑤	998

◇元本返済の期限・方法を規定する

第12章 融資契約 第2節 融資契約の基本条項	第6款 使途条項
----------------------------	----------

例文673 使途条項	1000
------------	------

◇融資金の使途を限定する

第12章 融資契約 第2節 融資契約の基本条項	第7款 送金通貨条項
----------------------------	------------

例文674 送金通貨条項①	1001
---------------	------

◇日本円により送金と規定する例外的な規定

例文675 送金通貨条項②	1002
---------------	------

◇米ドルにより送金と規定する

例文676 送金通貨条項③	1002
---------------	------

◇米ドルにより送金と規定する標準的な規定(バリエーション)

第12章 融資契約 第2節 融資契約の基本条項	第8款 金利条項
----------------------------	----------

例文677 金利条項①	1003
-------------	------

◇固定金利について規定する

例文678 金利条項②	1004
-------------	------

◇遅延金利をLIBORに一定の金利を上乗せして算出すると規定する

例文679 金利条項③	1005
-------------	------

◇LIBORをベースとした変動金利を規定する

例文680 金利条項④	1007
-------------	------

◇リボルビング・ローンの金利を規定する ◇四半期ごとに利息を支払う

例文681 金利条項⑤	1008
-------------	------

◇フローティングレート、LIBORの定義を規定する

第12章 融資契約 第3節 債権保全と回収のための条項	第1款 保証状条項
--------------------------------	-----------

例文682 保証状条項	1012
-------------	------

◇一流銀行等の連帯保証状の差し入れについて規定する

◇保証対象の債務には元本と金利を加え、本契約から発生する可能性のあるあらゆる債務を含む

第12章 融資契約 第3節 債権保全と回収のための条項	第2款 遅延金利条項
--------------------------------	------------

例文683 遅延金利条項①	1013
---------------	------

◇適用法上許容される上限までの遅延金利を規定する

例文684 遅延金利条項②	1015
---------------	------

◇遅延金利は通常金利に1%を加算した率とする

第12章 融資契約 第3節 債権保全と回収のための条項	第3款 期限の利益喪失条項
--------------------------------	---------------

例文685 期限の利益喪失条項①	1016
------------------	------

◇期限の利益を喪失させる事由を簡潔に規定する

◇さまざまな取引形態で活用できる汎用性のある標準的な規定

例文686 期限の利益喪失条項②	1018
------------------	------

◇期限の利益喪失について、事由と対処法を詳しく規定する

◇期限の利益喪失事由の1つに、米国連邦破産法第11章を挙げる

第12章 融資契約 第3節 債権保全と回収のための条項	第4款 環境問題配慮規定
--------------------------------	--------------

例文687 環境問題配慮規定①	1020
-----------------	------

◇プロジェクト遂行時における(大気・水・廃棄物を含む)環境問題への配慮義務を借主に負わせる規定

例文688 環境問題配慮規定②	1021
-----------------	------

◇事業経営にあたり、子会社運営を含む広汎な環境規制の遵守を借主に表明させる規定

第12章 融資契約 第3節 債権保全と回収のための条項	第5款 裁判管轄合意条項
--------------------------------	--------------

例文689 裁判管轄合意条項①	1023
-----------------	------

◇サンフランシスコ連邦地方裁判所の管轄に合意する ◇陪審裁判の権利を放棄する

例文690 裁判管轄合意条項②	1024
-----------------	------

◇東京地方裁判所を非専属裁判管轄と規定する

◇フォーラム・ノン・コンビニエンスに基づく管轄への異議申し立て権を放棄させる

第13章 各種契約 第1節 保証・担保契約	第3款 保証文言
--------------------------	----------

例文691 保証文言①	1029
-------------	------

◇履行保証 ◇劇場上演契約での規定

例文692 保証文言②	1031
-------------	------

◇支払いの保証

例文693 保証文言③	1032
-------------	------

◇契約履行の保証 ◇約因(契約の誘引)の存在を規定中で明らかにする

例文694 保証文言④	1033
-------------	------

◇約因の存在を説明するために、保証状の名宛人が、主債務者(被保証人)とは、(保証状がなければ)

本来、取引・契約調印には気が進まないというフレーズを記載する

第13章 各種契約 第1節 保証・担保契約	第4款 催告・検索の抗弁権の放棄
--------------------------	------------------

例文695 催告・検索の抗弁権の放棄①	1034
---------------------	------

◇まず主債務者に履行(法的救済)を求めるよう要求する権利を放棄

例文696 催告・検索の抗弁権の放棄②	1035
---------------------	------

◇フランチャイズ契約での催告の抗弁権放棄の規定

例文697 催告・検索の抗弁権の放棄③	1035
---------------------	------

◇保証人を直接提訴できるとする規定 ◇催告・検索の抗弁権の放棄を簡潔に規定する

第13章 各種契約 第1節 保証・担保契約	第5款 保証の限度
--------------------------	-----------

例文698 保証限度条項①	1036
---------------	------

◇保証人の責任は主債務者の責任の限度を超えないと規定する

例文699 保証限度条項②	1037
---------------	------

◇金額によって保証限度を規定する

第13章 各種契約 第1節 保証・担保契約	第6款 保証の有効期間
--------------------------	-------------

例文700 有効期間条項①	1038
---------------	------

◇継続的な保証であると規定する

例文701 有効期間条項②	1039
---------------	------

◇継続的な保証であると規定する

◇契約の完全な履行保証をおこなう場合の保証の有効期間の規定

例文702 有効期間条項③	1039
---------------	------

◇保証の有効期間を年数で規定する

第13章 各種契約 第1節 保証・担保契約	第7款 原契約の債務内容の変更
--------------------------	-----------------

例文703 契約変更条項①	1040
---------------	------

◇保証人の同意なしに原契約を変更できると規定する

例文704 契約変更条項②	1041
---------------	------

◇原契約の変更は保証義務を免除しない

例文705 契約変更条項③	1042
---------------	------

◇売買基本契約で買主側のために、その履行を保証する

第13章 各種契約 第1節 保証・担保契約 第8款 厳格な保証責任条項

例文706 厳格な保証責任条項① 1042

◇保証人の責任は、主債務者への履行期限の延期、猶予等によって影響を受けないという規定

例文707 厳格な保証責任条項② 1043

◇被保証人との契約が無効になった場合の保証債務に対する効果を規定する

第13章 各種契約 第1節 保証・担保契約 第9款 紛争解決方法

例文708 裁判管轄合意条項① 1044

◇カリフォルニア州の裁判所の裁判管轄を規定する

例文709 裁判管轄合意条項② 1045

◇裁判管轄に関連する放棄条項

第13章 各種契約 第1節 保証・担保契約 第10款 準拠法及び他の一般条項

例文710 準拠法条項 1046

◇カリフォルニア州法を準拠法とする規定

第13章 各種契約 第3節 契約譲渡契約・債権譲渡契約 第1款 契約譲渡契約のポイント

例文711 契約譲渡条項① 1051

◇すべての権利の譲渡とすべての義務の委託を規定する

例文712 契約譲渡条項② 1052

◇契約の譲渡人と元の契約の相手方との関係、履行責任からの解放を規定する

例文713 契約譲渡条項③ 1053

◇書面による事前の同意なしに契約は譲渡できない ◇譲渡後も義務の履行につき責任を負う

第13章 各種契約 第4節 解除・修正契約 第2款 解除規定

例文714 解除規定① 1056

◇契約書・覚書を解除・無効とする

例文715 解除規定② 1057

◇解除対象となる関連文書を明確にした規定

第13章 各種契約 第4節 解除・修正契約 第3款 解除通知

例文716 解除通知 1058

◇自動更新する意思がないことを伝える

第13章 各種契約 第4節 解除・修正契約 第6款 修正契約の対象となる契約書を引用する表現

例文717 原契約の引用の文言① 1060

◇リサイクル条項 ◇原契約の写しを別紙として添付する方式

例文718 原契約の引用の文言② 1061

◇referenceを使った引用

第13章 各種契約 第4節 解除・修正契約 第7款 修正文言

例文719 修正するという文言① 1061

◇語句を置き換える方式

例文720 修正するという文言② 1062

◇条文を削除し、新しい条文を規定する方式

第13章 各種契約 第4節 解除・修正契約 第8款 追加文言

例文721 追加するという文言 1063

◇原契約に新しい条文を挿入する

第13章 各種契約 第4節 解除・修正契約 第9款 修正対象外の規定の存続を確認する規定

例文722 修正対象外の規定の存続を確認する規定 1063

◇他の規定がそのまま存続することを確認する規定

第13章 各種契約 第5節 和解契約 第4款 紛争(disputes)の存在

例文723 リサイクル条項 1067

◇紛争の存在と解決への経緯を記述する

例文724 約因条項 1068

◇約因を規定する

第13章 各種契約 第5節 和解契約 第5款 定義

例文725 定義条項 1068

◇重要な用語を定義する

第13章 各種契約 第5節 和解契約 第6款 紛争解決合意とリリース

例文726 紛争解決合意条項① 1069

◇知的財産侵害訴訟の和解解決での規定

例文727 紛争解決合意条項② 1071

◇子会社・関連会社・購入者・ライセンサー・ユーザーも、リリースの対象とする規定

例文728 紛争解決合意条項③ 1071

◇契約紛争の和解解決

例文729 紛争解決合意条項④ 1073

◇和解契約の締結という事実をもってクレームの存在を認めたと解釈されてはならないと規定する

例文730 紛争解決合意条項⑤ 1074

◇和解金の支払いをもって、非を認めたと解釈されてはならないと規定する

例文731 紛争解決合意条項⑥ 1075

◇和解金の支払いを規定する

第13章 各種契約 第5節 和解契約 第8款 調印欄

例文732 調印欄 1076

◇立会人を立て、契約書に署名させる調印欄

[第2部]

第1章 英文契約書の基本用語 第2節 リーガル・ジャーゴン、契約専門用語 第1款 witnesseth

例文733 witnessethを使用した文例 1083

◇一般契約

第1章 英文契約書の基本用語 第2節 リーガル・ジャーゴン、契約専門用語 第3款 party

例文734 partyを使用した文例 1084

◇一般契約

第1章 英文契約書の基本用語 第2節 リーガル・ジャーゴン、契約専門用語 第4款 in consideration of

例文735 in consideration ofを使用した文例① 1086

	◇「約因」の意味の場合の一般契約	
例文736	in consideration ofを使用した文例②	1086
	◇「対価」の意味の場合のサービス契約	
第1章 英文契約書の基本用語	第5款 hereof; hereto; hereby;	
第2節 リーガル・ジャーゴン、契約専門用語	hereunder; thereof	
例文737	hereunderを使用した文例	1087
	◇ライセンス契約	
第1章 英文契約書の基本用語	第6款 execution of this Agreement;	
第2節 リーガル・ジャーゴン、契約専門用語	execute this Agreement	
例文738	excuteを使用した文例	1088
	◇一般契約	
第1章 英文契約書の基本用語	第7款 including, but not limited to;	
第2節 リーガル・ジャーゴン、契約専門用語	including without limitation	
例文739	including without limitationを使用した文例	1089
	◇不可抗力事由を列挙して規定する	
第1章 英文契約書の基本用語	第8款 force majeure	
第2節 リーガル・ジャーゴン、契約専門用語		
例文740	force majeureを使用した文例	1090
	◇不可抗力事由による不履行免責を規定する	
第1章 英文契約書の基本用語	第9款 indemnify and hold harmless	
第2節 リーガル・ジャーゴン、契約専門用語		
例文741	indemnify and hold harmlessを使用した文例	1091
	◇一方が相手方を補償し、免責すると規定する	
第1章 英文契約書の基本用語	第10款 made and entered into	
第2節 リーガル・ジャーゴン、契約専門用語		
例文742	made and entered intoを使用した文例	1092
	◇一般契約	
第1章 英文契約書の基本用語	第11款 without prejudice to	
第2節 リーガル・ジャーゴン、契約専門用語		
例文743	without prejudice toを使用した文例	1093
	◇映像作品ライセンス契約	
第1章 英文契約書の基本用語	第12款 as is	
第2節 リーガル・ジャーゴン、契約専門用語		
例文744	as isを使用した文例	1094
	◇ソフトウェア・ライセンス契約	
第1章 英文契約書の基本用語	第13款 represent and warrant	
第2節 リーガル・ジャーゴン、契約専門用語		
例文745	represent and warrantを使用した文例	1094
	◇ソフトウェア・ライセンス契約	
第1章 英文契約書の基本用語	第14款 warranty	
第2節 リーガル・ジャーゴン、契約専門用語		
例文746	warrantyを使用した文例①	1095
	◇一般契約	
例文747	warrantyを使用した文例②	1096
	◇売買契約	
第1章 英文契約書の基本用語	第15款 implied warranty of fitness;	
第2節 リーガル・ジャーゴン、契約専門用語	implied warranty of merchantability	
例文748	implied warranty of fitness; implied warranty of merchantabilityを使用した文例	1097
	◇売買契約	

第1章 英文契約書の基本用語	第16款 entire agreement	
第2節 リーガル・ジャーゴン、契約専門用語		
例文749	entire agreementを使用した文例	1097
	◇一般契約	
第1章 英文契約書の基本用語	第17款 public domain	
第2節 リーガル・ジャーゴン、契約専門用語		
例文750	public domainを使用した文例	1098
	◇秘密保持条項	
第1章 英文契約書の基本用語	第18款 royalty	
第2節 リーガル・ジャーゴン、契約専門用語		
例文751	royaltyを使用した文例①	1099
	◇定額ロイヤルティ ◇ライセンス契約	
例文752	royaltyを使用した文例②	1100
	◇一定レートのロイヤルティ ◇ライセンス契約	
第1章 英文契約書の基本用語	第19款 minimum royalty	
第2節 リーガル・ジャーゴン、契約専門用語		
例文753	minimum royaltyを使用した文例	1100
	◇商標・特許・ノウハウのためのロイヤルティ支払い	
第1章 英文契約書の基本用語	第20款 territory	
第2節 リーガル・ジャーゴン、契約専門用語		
例文754	territoryを使用した文例①	1101
	◇「販売地域」を意味する場合 ◇販売店契約	
例文755	territoryを使用した文例②	1102
	◇「販売地域」を意味する場合 ◇販売店契約	
例文756	territoryを使用した文例③	1102
	◇「上映地域」を意味する場合 ◇映像ソフト販売契約	
第2章 英文契約書の頻出表現	第1款 契約上の義務を規定する用語	
第1節 shall,will,mayの用法	—shall,agree to	
例文757	shallを使用した文例①	1106
	◇売買契約	
例文758	shallを使用した文例②	1107
	◇株式譲渡契約	
例文759	agree toを使用した文例	1108
	◇販売代理店契約	
第2章 英文契約書の頻出表現	第2款 契約上の権利を規定する用語	
第1節 shall,will,mayの用法	—may, have the right to, may not	
例文760	mayを使用した文例	1109
	◇合意解除の一般契約	
例文761	mayを使用した文例②	1110
	◇一方的な解除 ◇合併事業契約	
例文762	have the right toを使用した文例	1111
	◇販売店契約	
例文763	may notを使用した文例	1112
	◇映画の輸入販売ライセンス契約	
第2章 英文契約書の頻出表現	第3款 自分の側の義務を規定する用語—will	
第1節 shall,will,mayの用法		
例文764	willを使用した文例①	1113
	◇合併事業契約	
例文765	willを使用した文例②	1114

	◇合併事業契約	
例文766	willを使用した文例③	1115
	◇融資契約の融資条項	
例文767	willを使用した文例④	1116
	◇販売店契約	
第2章 英文契約書の頻出表現		
第1節	shall, will, mayの用法	第4款 法的拘束力のないことを示す用語
例文768	not ... legally bindingを使用した文例①	1117
	◇レター・オブ・インテント	
例文769	not ... legally bindingを使用した文例②	1118
	◇メモランダム・オブ・アンダースタンディング ◇簡潔な表現	
例文770	a non-binding expressionを使用した文例	1119
	◇メモランダム・オブ・アグリーメント ◇丁寧な表現	
第2章 英文契約書の頻出表現		
第2節	ラテン語のイディオム	第1款 in lieu of
例文771	in lieu ofを使用した文例①	1121
	◇売買契約・ライセンス契約での保証の排除条項 ◇ショートフォーム	
例文772	in lieu ofを使用した文例②	1121
	◇売買契約での保証の排除条項 ◇ロングフォーム	
例文773	in lieu ofを使用した文例③	1122
	◇ライセンス契約 ◇文字通り「…の代わりに」の意味で使用する	
第2章 英文契約書の頻出表現		
第2節	ラテン語のイディオム	第2款 mutatis mutandis
例文774	mutatis mutandisを使用した文例	1124
	◇一般契約	
第2章 英文契約書の頻出表現		
第2節	ラテン語のイディオム	第3款 bona fide
例文775	bona fideを使用した文例	1124
	◇一般契約 ◇協議条項	
例文776	in good faithを使用した文例	1125
	◇協議条項	
第2章 英文契約書の頻出表現		
第2節	ラテン語のイディオム	第4款 pari passu
例文777	pari passuを使用した文例	1126
	◇一般契約	
第2章 英文契約書の頻出表現		
第3節	英語の頻出表現	第2款 prevail; supersede
例文778	prevailを使用した文例	1129
	◇契約書的一方を優先させる規定	
第2章 英文契約書の頻出表現		
第3節	英語の頻出表現	第3款 in no event
例文779	in no eventを使用した文例	1130
	◇契約期間の最終日を暦日で示す規定	
第2章 英文契約書の頻出表現		
第3節	英語の頻出表現	第4款 set forth
例文780	set forthを使用した文例①	1131
	◇最終性条項	
例文781	set forthを使用した文例②	1131
	◇見出し条項	

第2章 英文契約書の頻出表現		
第3節	英語の頻出表現	第5款 hold ... in strict confidence
例文782	hold ... in strict confidenceを使用した文例	1132
	◇一般契約	
第2章 英文契約書の頻出表現		
第3節	英語の頻出表現	第6款 upon termination of this Agreement
例文783	upon termination of this Agreementを使用した文例①	1133
	◇一般契約 ◇ソフトウェア・ライセンス契約	
例文784	upon termination of this Agreementを使用した文例②	1134
	◇一般契約 ◇ソフトウェア販売店契約	
第2章 英文契約書の頻出表現		
第3節	英語の頻出表現	第7款 become effective
例文785	become effectiveを使用した文例	1135
	◇契約期間条項	
第2章 英文契約書の頻出表現		
第3節	英語の頻出表現	第8款 upon the occurrence of
例文786	upon the occurrence ofを使用した文例	1136
	◇あらかじめ想定した事態が発生したときの解除権を規定する	
第2章 英文契約書の頻出表現		
第3節	英語の頻出表現	第9款 term
例文787	termを使用した文例①	1138
	◇“term”を「期間」の意味で使用する	
例文788	termを使用した文例②	1138
	◇“term”を「用語」の意味で使用する ◇定義条項	
第2章 英文契約書の頻出表現		
第3節	英語の頻出表現	第10款 subsidiary
例文789	subsidiaryを使用した文例①	1139
	◇定義条項	
例文790	subsidiaryを使用した文例②	1140
	◇ライセンス契約	
第2章 英文契約書の頻出表現		
第3節	英語の頻出表現	第11款 injunctive remedies; injunctive relief
例文791	injunctive reliefを使用した文例①	1142
	◇ライセンス契約	
例文792	injunctive reliefを使用した文例②	1143
	◇個人が差し入れる秘密保持誓約書 ◇レター・アグリーメント	
第2章 英文契約書の頻出表現		
第3節	英語の頻出表現	第12款 due and punctual performance
例文793	due and punctual performanceを使用した文例	1144
	◇保証状	
第2章 英文契約書の頻出表現		
第3節	英語の頻出表現	第13款 subject to
例文794	subject toを使用した文例①	1145
	◇「留保つき」の意味で使用する	
例文795	subject toを使用した文例②	1146
	◇「留保つき」の意味で使用する ◇販売店契約	
例文796	subject toを使用した文例③	1147
	◇「条件つき」の意味で使用する	
例文797	subject toを使用した文例④	1147

◇「条件つき」の意味で使用する	
第2章 英文契約書の頻出表現 第3節 英語の頻出表現	第14款 jointly and severally
例文798 jointly and severallyを使用した文例	1148
◇保証状	
第2章 英文契約書の頻出表現 第3節 英語の頻出表現	第15款 due and payable
例文799 due and payableを使用した文例①	1149
◇融資契約	
例文800 due and payableを使用した文例②	1150
◇ライセンス契約	
第2章 英文契約書の頻出表現 第3節 英語の頻出表現	第16款 make its best efforts; do its utmost efforts
例文801 make its best effortsを使用した文例	1152
◇不可抗力条項	
例文802 make every reasonable effortを使用した文例	1153
◇販売促進努力規定 ◇ライセンス契約、販売店契約	
第2章 英文契約書の頻出表現 第3節 英語の頻出表現	第17款 survive
例文803 surviveを使用した文例①	1154
◇一般契約	
例文804 surviveを使用した文例②	1154
◇一般契約	
第2章 英文契約書の頻出表現 第4節 ただし書き、除外、数字などの表現	第1款 ただし書き
例文805 provided, however, thatを使用した文例①	1156
◇映像作品ライセンス契約	
例文806 provided, however, thatを使用した文例②	1157
◇合併事業契約	
第2章 英文契約書の頻出表現 第4節 ただし書き、除外、数字などの表現	第2款 除外事項
例文807 exceptを使用した文例	1158
◇販売店契約	
例文808 unlessを使用した文例	1159
◇販売店契約	
第2章 英文契約書の頻出表現 第4節 ただし書き、除外、数字などの表現	第3款 金額の表記
例文809 金額の表記①	1160
◇米ドルの表記	
例文810 金額の表記②	1161
◇日本円の表記	
例文811 金額の表記③	1162
◇日本円の表記	
第2章 英文契約書の頻出表現 第4節 ただし書き、除外、数字などの表現	第4款 割合の表記
例文812 パーセントの表記	1163
◇ローン契約	

第2章 英文契約書の頻出表現 第4節 ただし書き、除外、数字などの表現	第5款 期限と期間の表記
例文813 within ... daysを使用した文例①	1164
◇支払期限の表記 ◇「7日以内」と規定する	
例文814 within ... daysを使用した文例②	1165
◇支払期限の表記 ◇営業日(business day)の表現を使用する	
例文815 for a period of __ yearsを使用した文例①	1165
◇暦日で表示した有効期間の満了日を基準に有効期間を規定する	
例文816 for a period of __ yearsを使用した文例②	1166
◇始期を基準に有効期間を規定する	
例文817 on or before ...を使用した文例	1166
◇終期を基準に履行期限を規定する	
例文818 no later than ...を使用した文例	1167
◇「(いつ)までに」という最終期限を規定する	